

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 0 0 号
発行日 令和 2 年 1 0 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○条 例

- ・綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

(こども支援課)・・・1

- ・あやべ山の家の設置及び管理に関する条例の一部改正

(観光交流課)・・・2

- ・綾部市二王公園の設置及び管理に関する条例の一部改正

(観光交流課)・・・3

- ・綾部市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正

(都市計画課)・・・4

○規 則

- ・あやべ山の家の管理及び運営規則の一部改正

(観光交流課)・・・5

- ・綾部市国民健康保険条例施行規則の一部改正

(市民・国保課)・・・6

○告 示

- ・綾部市新型コロナウイルス感染症等に係る給付金控除の特例対象を定める告示

(税務課)・・・7

- ・令和2年綾部市議会9月定例会において議決を経た予算の要領の公表

(財政課)・・・8

- ・綾部市障害者就労施設等支援給付金交付要綱の制定

(障害者支援課)・・・9

- ・綾部市ものづくり企業特別応援補助金交付要綱の制定

(商工労政課)・・・14

- ・都市計画法に基づく都市計画変更の縦覧について

(都市計画課)・・・19

- ・綾部市新生児出生世帯への特別定額給付金支給事業実施要綱の制定

(こども支援課)・・・20

- ・綾部市児童福祉事業従事者応援給付金支給事業実施要綱の制定

(こども支援課)・・・25

- ・綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示

(市民・国保課)・・・30

○公 告

- ・綾部駅自由通路改修工事条件付一般競争入札について

(監理課)・・・31

- ・野座池デッキ改修工事条件付一般競争入札について

(監理課)・・・41

- ・高津町配水管布設替工事条件付一般競争入札について

(監理課)・・・51

- ・栗町配水管布設替工事条件付一般競争入札について

(監理課)・・・61

- ・東物部共同畜舎解体工事条件付一般競争入札について

(監理課)・・・71

- ・公示送達

(税務課)・・・81

- ・あやべ市民バス運行業務委託に関する公募型プロポーザルについて

(市民協働課)・・・82

・ 公示送達	(市民・国保課)・・・128
・ 市道武吉中央線（武中橋）橋 梁更新工事条件付一般競争入 札について	(監理課)・・・129
・ マンホールポンプ設置（２－ ２）工事条件付一般競争入札 について	(監理課)・・・139
・ 公示送達	(税務課)・・・149
・ 綾部市下水道排水設備指定業 者規程に基づく指定業者の公 表	(下水道課)・・・150
・ 条件付一般競争入札公告の取 り下げについて	(監理課)・・・151
・ ロタウイルス感染症予防接種 の実施について	(保健推進課)・・・152
○教育委員会告示	
・ 令和２年度第７回綾部市教育 委員会招集告示	・・・153
○教育長訓令甲	
・ 綾部市立学校及び幼稚園にお けるハラスメントの防止等に 関する規程の一部改正	・・・154

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年９月２４日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第２８号

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年綾部市条例第２２号）の一部を次のように改正する。
第２条第２３号中「第３項」を「第２項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

あやべ山の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 9 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 9 号

あやべ山の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

あやべ山の家の設置及び管理に関する条例（平成 2 5 年綾部市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表（附属施設）テニスコートの項を削る。

第 4 条第 1 項ただし書を削る。

別表の 3 の表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市二王公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 9 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 0 号

綾部市二王公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市二王公園の設置及び管理に関する条例（平成 6 年綾部市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項中「日没まで」の次に「とし、キャンプでの使用時間は、日帰りの場合は午前 1 0 時から午後 5 時までとし、1 泊の場合は午前 1 1 時から翌日午前 1 0 時まで」を加える。

別表中

「

1 人当たり 6 0 0 円	中学生以下は、左記使用料の半額とする。
----------------	---------------------

を

」

「

1 人当たり 6 0 0 円	キャンプでの使用は除く。 中学生以下は、左記使用料の半額とする。
----------------	-------------------------------------

に

」

改め、同表に次の 1 表を加える。

4 キャンプ

使用区分	時間	(日帰り)	(1 泊)
		午前 1 0 時～午後 5 時	午前 1 1 時～翌日午前 1 0 時
テント (1 張につき)		円 1, 5 0 0	円 3, 0 0 0

備考

- 1 テント 1 張につき 4 人を超えて使用する場合は、1 人増すごとに、日帰りの場合は 3 0 0 円を加算し、1 泊の場合は 6 0 0 円を加算する。ただし、3 歳以下は無料とする。
- 2 テントの設営をしない場合の使用料は、テント 1 張の設営をする場合と同様の方法で算定した額とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

綾部市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 9 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 1 号

綾部市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例

綾部市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成 7 年綾部市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 西町地区の項ウの欄及び同項エの欄中「6 メートル」を「2. 5 メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

あやべ山の家の管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 9 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 9 号

あやべ山の家の管理及び運営規則の一部を改正する規則

あやべ山の家の管理及び運営規則（平成 2 5 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号中

「

使用の場所	・本 館（ 室） ・研 修 館 ・テニスコート 1 面 2 面 （該当箇所を○で囲む）
-------	---

を

」

「

使用の場所	・本 館（ 室） ・研 修 館 （該当箇所を○で囲む）
-------	--

に

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 9 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 0 号

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成 8 年綾部市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「令和 2 年 9 月 3 0 日」を「令和 2 年 1 2 月 3 1 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市告示第 1 5 8 号

綾部市市税条例（昭和 3 7 年綾部市条例第 1 3 号）附則第 2 9 条に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 2 5 号）第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和 2 年政令第 1 6 0 号）第 3 条第 1 項の規定により文部科学大臣が指定した行事とする。

令和 2 年 9 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第 1 5 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 9 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 2 年 9 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 2 年度綾部市一般会計補正予算（第 6 号）
- 2 令和 2 年度綾部市市立診療所等特別会計補正予算（第 1 号）
- 3 令和 2 年度綾部市農林業者労働災害共済特別会計補正予算（第 1 号）
- 4 令和 2 年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 5 令和 2 年度綾部市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 6 令和 2 年度綾部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 7 令和 2 年度綾部市上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 8 令和 2 年度綾部市病院事業会計補正予算（第 2 号）

（以下掲示済）

綾部市告示第 1 6 0 号

綾部市障害者就労施設等支援給付金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 9 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市障害者就労施設等支援給付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、生産活動が停滞し減収となったり、感染予防対策等を講じた生産活動への転換を求められていたりする障害者就労施設等を支援するため、予算の範囲内において綾部市障害者就労施設等支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第 2 条 給付金の交付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 1 3 項に規定する就労移行支援又は同条第 1 4 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う事業所（以下「障害者就労施設等」という。）を市内において運営する社会福祉法人等とする。

(給付対象経費)

第 3 条 給付金の交付の対象となる経費（以下「給付対象経費」という。）は、障害者就労施設等の生産活動の再起及び転換に向けて必要となる経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 生産活動を存続させるために必要となる固定経費等
- (2) 生産活動の再稼働等にかかる設備整備のメンテナンス等に係る経費
- (3) 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に係る経費
- (4) 新たな生産活動への転換等に係る経費
- (5) 在庫調整等に係る経費や風評被害への対応等に係る広報活動に係る経費
- (6) 離職した障害者等の再就職活動を支援するための設備整備に係る経費（就労移行支援事業所に限る。）
- (7) その他生産活動の再起及び転換に向けて必要となる経費

(給付金の額)

第 4 条 給付金の額は、給付対象経費の 1 0 分の 1 0 以内の額とし、給付対象者が就労系障害福祉サービス等の機能強化事業（第二次補正予算）実施要綱（令和 2 年 6 月 3 0 日障発 0 6 3 0 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する就労系

障害福祉サービス等の機能強化事業による助成を受けることができる場合において、給付対象経費と重複する額の助成を受けたときは、給付対象経費から当該重複する額を控除する。ただし、給付金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、給付金の額は、1事業所につき50万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市障害者就労施設等支援給付金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(給付金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市障害者就労施設等支援給付金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、給付金の交付申請を行った者が虚偽の申請その他不正の手段により給付金の交付決定を受け、又は給付金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した給付金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年9月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

（申請者）

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

㊞

綾部市障害者就労施設等支援給付金交付申請書

綾部市障害者就労施設等支援給付金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- （１）綾部市障害者就労施設等支援給付金調書（別紙）
- （２）給付対象経費の支払が確認できる書類の写し
- （３）その他市長が必要と認める書類

(別紙)

綾部市障害者就労施設等支援給付金調書

(枚 / 枚中)

法人名 _____

事業所名	
サービス種別	
給付金の対象となる実施内容	
対象経費	
うち就労系障害福祉サービス等の機能強化事業による助成額	
差引給付金申請額	

※この用紙は事業所ごと別葉で作成し、法人でまとめて申請してください。

※対象経費は実施内容ごとに明細を記入してください。

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

法 人 名

代表者氏名 様

綾部市長

印

綾部市障害者就労施設等支援給付金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請の綾部市障害者就労施設等支援給付金につきまして
は下記のとおり決定しましたので、綾部市障害者就労施設等支援給付金交付要綱第 6 条の
規定により通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して
3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったこ
とを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算
して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求
をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して
6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、
提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月
以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴
えを提起することができなくなります。）。

綾部市告示第 1 6 1 号

綾部市ものづくり企業特別応援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 9 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市ものづくり企業特別応援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、コロナ禍に対応するため、新型コロナウイルス感染予防対策など新しい生活様式による新規事業及び事業継続力の強化等に必要な生産設備を整備した市内のものづくり企業に対して、予算の範囲内において綾部市ものづくり企業特別応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ものづくり企業 日本標準産業分類（平成 2 5 年総務省告示第 4 0 5 号）に掲げる製造業を営む会社及び個人をいう。
- (2) 生産設備 法人税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 7 号）第 1 3 条第 1 号から第 7 号までに規定するもの（同条第 1 号に規定する建物のうち社宅又は寮の用に供するものその他これに類するものを除く。）をいう。
- (3) 大企業 資本金の額又は出資の総額が 3 億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が 3 0 0 人を超える会社をいう。
- (4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。
- (5) 小規模事業者 中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者をいう。

(対象企業)

第 3 条 補助金の交付対象企業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に工場が所在するものづくり企業であること。
- (2) 綾部市暴力団排除条例（平成 2 4 年綾部市条例第 3 7 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等及び同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者に該当しない企業であること。
- (3) 市税に滞納がない企業（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 5 9 条第 1 項の規定による徴収の猶予を受けている企業を含む。）であること。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号の

いずれにも該当する生産設備の取得合計額とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染予防対策など新しい生活様式による新規事業及び事業継続力の強化等に必要生産設備であること。
 - (2) 市内の工場及び工場敷地内において、令和2年4月1日から同年12月31日までに新設、増設及び更新等した生産設備であること。
 - (3) 前2号に規定する生産設備の取得合計額が100万円以上であること。
- (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に次の各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 大企業 3分の1
- (2) 中小企業者 2分の1
- (3) 小規模事業者 3分の2

2 前項の補助金の額の上限は、大企業にあつては500万円、中小企業者にあつては300万円、小規模事業者にあつては100万円とする。

3 補助対象経費に対し、国、京都府等による同様の補助金等（以下「国等の補助金」という。）の交付を受けようとする場合又は受けた場合は、補助金の額から国等の補助金の額を控除するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする企業は、令和3年1月15日までに、綾部市ものづくり企業特別応援補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があつたときは、速やかにその内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市ものづくり企業特別応援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請企業に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた企業が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和2年9月24日から施行する。
- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定を受けた者に係るこの告示の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

（表面）

年 月 日

綾部市長 様

申請者

本社所在地 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____ ㊟

工場所在地 _____

工 場 名 称 _____

綾部市ものづくり企業特別応援補助金交付申請書

綾部市ものづくり企業特別応援補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、下記の「2 誓約事項」について同意します。

記

1 申請内容

生産設備整備の目的	①新しい生活様式による新規事業 ②事業継続力の強化 ③その他（ ）	左の番号を記入
生産設備の取得合計額	円（消費税及び地方消費税を除く。）	
国等の補助金の額	円	

2 誓約事項

- ・本申請書の記載内容に偽りはありません。
- ・綾部市が綾部市ものづくり企業特別応援補助金の交付決定に必要な市税の情報を利用することに同意します。
- ・併給禁止の条件のある他の補助金等の給付を受けていません。
- ・綾部市ものづくり企業特別応援補助金の対象となった生産設備について、綾部市の他の補助金等の申請は行いません。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、綾部市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。

(裏面)

また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。

3 添付書類

- ・整備した生産設備の明細及び領収書等の取得額を証する書類
- ・その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市ものづくり企業特別応援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市ものづくり企業特別応援補助金交付要綱に基づく補助金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市ものづくり企業特別応援補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

綾部市告示第 1 6 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する第 1 9 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 9 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 都市計画の種類
地区計画
（西町地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
綾部市西町一丁目の一部
綾部市西町二丁目の一部
綾部市本町三丁目の一部
- 3 都市計画の縦覧場所
綾部市建設部都市計画課

綾部市告示第 1 6 3 号

綾部市新生児出生世帯への特別定額給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和 2 年 9 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市新生児出生世帯への特別定額給付金支給事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的として、国が新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施した「特別定額給付金」の基準日後に出生した児童に対して、新生児出生世帯への特別定額給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第 2 条 給付金の対象児童は、次の各号のいずれにも該当する児童とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 令和 2 年 4 月 2 7 日から第 5 条第 1 項の給付金の支給申請の時まで継続して、本市の住民基本台帳に記録されている者から生まれた児童
- (2) 令和 2 年 4 月 2 8 日から令和 2 年 1 2 月 3 1 日までに生まれ、本市の住民基本台帳に出生により記録されている児童

(支給対象者)

第 3 条 給付金の支給対象者は対象児童と同一世帯に属している保護者とする。

(給付金の額)

第 4 条 給付金の額は、対象児童 1 人につき 1 0 万円とする。

(給付金の支給申請及び支給の方式)

第 5 条 給付金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、綾部市新生児出生世帯への特別定額給付金申請書兼請求書（様式第 1 号）に、振込先金融機関口座確認書類、本人確認書類の写しその他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長による支給は、申請者が指定した金融機関の口座へ振り込みにより支給する。

(申請期限)

第 6 条 前条の規定による申請の期限は、令和 3 年 1 月 3 1 日とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときはこの限りでない。

(代理による申請)

第 7 条 代理により第 5 条第 1 項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者とする。

(支給決定等)

第8条 市長は、第5条第1項の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の支給の可否を決定し、綾部市新生児出生世帯への特別定額給付金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長が前項の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振り込み不能等があり、確認等に努めたにもかかわらず、市長が定める期日までに申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき理由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（給付金の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年9月24日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

（表）

綾部市新生児出生世帯への特別定額給付金申請書兼請求書

年 月 日

綾部市長 様

申請者（請求者）

住 所

氏 名

㊞

連 絡 先

対象児童との続柄（ ）

綾部市新生児出生世帯への特別定額給付金支給事業実施要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請（請求）します。

なお、支給決定を行うため、住民基本台帳を市が確認することについて同意します。

記

支 給 申 請 額 （請求金額）	円		
対 象 児 童 名		生 年 月 日	年 月 日生
対象児童住所	□申請者住所と同じ		

※対象児童の住所が申請者と同じ場合は、「申請者住所と同じ」の□にレ印を記入してください。

次の口座に振り込みください（申請者名義又は代理人名義の口座に限る。）。

金 融 機 関 名	支 店 名	預 金 種 別	普通・当座・その他（ ）					
		口 座 番 号						
		フリガナ						
		口座名義人						

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名、預金種目、口座番号 7 桁」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

代理申請（受給）を行う場合

代理人氏名	代理人生年月日	代理人住所及び連絡先	
		日中連絡可能な電話番号（ ）	
上記の者を代理人と認め、綾部市新生児出生世帯への特別定額給付金の（申請・請求・受給）を委任します。 ※（ ）内の委任される内容に○をつけてください。		支給対象者 氏 名 ㊞	

◎添付書類（裏面に貼付けしてください。）

- ・振込先金融機関口座確認書類（通帳等の写し）
- ・申請者本人確認書類（代理申請等の場合は、代理の方を含む。）

(裏)

申請書添付書類

- ・振込先金融機関口座確認書類

振込先金融機関口座確認書類添付箇所

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し

- ・本人確認書類

本人確認書類添付箇所

運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面のみ）、年金手帳、パスポート等の写し

※健康保険証は、保険者番号及び記号・番号が見えないようにマスキングしたもの
の写しを添付してください。

※代理人による申請等をされる場合は、代理人の確認書類も添付してください。

※窓口にて申請される場合は、本人確認書類を提示してください。

（この欄は市の職員が確認した際に記入します。）

☐ 窓口で本人確認書類確認済

様式第 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市新生児出生世帯への特別定額給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった綾部市新生児出生世帯への特別定額給付金支給事業実施要綱に基づく給付金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市新生児出生世帯への特別定額給付金支給事業実施要綱第 8 条の規定により通知します。

記

支 給	支給決定金額 円
不 支 給	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

綾部市告示第 1 6 4 号

綾部市児童福祉事業従事者応援給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和 2 年 9 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市児童福祉事業従事者応援給付金支給事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、京都府緊急事態宣言措置期間中に新型コロナウイルスの感染リスクが高い状況下で勤務した、保育所・認定こども園・綾部市放課後児童健全育成学級（以下「放課後学級」という。）の職員を慰労することを目的に実施する児童福祉事業従事者応援給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 支給対象者は、令和 2 年 4 月 1 7 日から同年 5 月 2 2 日までの期間中に綾部市内の保育所・認定こども園・放課後学級で 1 0 日以上勤務した職員（公務員を除く。）とする。

(給付金の額)

第 3 条 給付金の額は、支給対象者 1 人につき 1 万円とする。

(給付金の支給申請及び支給の方式)

第 4 条 給付金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、綾部市児童福祉事業従事者応援給付金申請書兼請求書（様式第 1 号）に、振込先金融機関口座確認書類、本人確認書類の写しその他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長による支給は、申請者が指定した金融機関の口座へ振り込みにより支給する。

(申請期限)

第 5 条 前条の規定による申請の期限は、令和 2 年 1 2 月 3 1 日とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときはこの限りでない。

(代理による申請)

第 6 条 代理により第 4 条第 1 項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者とする。

(支給決定等)

第 7 条 市長は、第 4 条の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の支給の可否を決定し、綾部市児童福祉事業従事者応援給付金支給（不支給）決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長が前項の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振り込み不能等が

あり、確認等に努めたにもかかわらず、市長が定める期日までに申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき理由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（給付金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年9月24日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

（表）

綾部市児童福祉事業従事者応援給付金申請書兼請求書

年 月 日

綾部市長 様

申請者（請求者）

住 所

氏 名

㊞

連 絡 先

綾部市児童福祉事業従事者応援給付金支給事業実施要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請（請求）します。

記

支 給 申 請 額 （請求金額）	円
支給対象者名	☐ 申請者に同じ

※支給対象者が申請者と同じ場合は、「申請者に同じ」の□にレ印を記入してください。
次の口座に振り込みください（申請者名義又は代理人名義の口座に限る。）。

金融機関名	支 店 名	預 金 種 別	普通・当座・その他（ ）				
		口 座 番 号					
		フリガナ					
		口座名義人					

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名、預金種目、口座番号 7 桁」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

事業従事者状況証明欄（この欄は、事業所にて証明してください。）

上記、申請者（請求者）が令和 2 年 4 月 1 7 日から同年 5 月 2 2 日までの期間において、児童福祉事業所で 1 0 日以上勤務したことを証明します。

年 月 日

証明者

㊞

代理申請（受給）を行う場合

代理人氏名	代理人生年月日	代理人住所及び連絡先	
		日中連絡可能な電話番号（ ）	
上記の者を代理人と認め、児童福祉事業従事者応援給付金の（申請・請求・受給）を委任します。 ※（ ）内の委任される内容に○をつけてください。		支給対象者 氏 名	㊞

◎添付書類（裏面に貼付けしてください。）

- ・振込先金融機関口座確認書類（通帳等の写し）
- ・申請者本人確認書類（代理申請等の場合は、代理の方を含む。）

(裏)

申請書添付書類

- ・ 振込先金融機関口座確認書類

振込先金融機関口座確認書類添付箇所

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し

- ・ 本人確認書類

本人確認書類添付箇所

運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面のみ）、年金手帳、パスポート等の写し

※健康保険証は、保険者番号及び記号・番号が見えないようにマスキングしたもの
の写しを添付してください。

※代理人による申請等をされる場合は、代理人の確認書類も添付してください。

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市児童福祉事業従事者応援給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった綾部市児童福祉事業従事者応援給付金支給事業実施要綱に基づく給付金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市児童福祉事業従事者応援給付金支給事業実施要綱第 7 条の規定により通知します。

記

支 給	支給決定金額 円
不 支 給	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

綾部市告示第 1 6 5 号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成 8 年綾部市規則第 1 5 号）第 2 0 条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和 2 年 1 0 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
令和 2 年 4 月 1 日	綾 0 4 0 7 - 3 2 1 0 0	昭和 5 9 年 4 月 1 4 日
令和 2 年 4 月 1 日	綾 0 8 0 5 - 8 1 0 0 5	昭和 3 3 年 1 0 月 7 日
令和 2 年 6 月 2 日	綾 0 8 1 6 - 5 1 0 4 3	平成 6 年 8 月 1 日
令和 2 年 6 月 3 0 日	綾 0 8 3 2 - 5 1 0 1 9	平成 8 年 2 月 6 日
令和 2 年 4 月 1 日	綾 1 0 0 6 - 8 1 0 1 3	昭和 2 4 年 1 2 月 8 日
令和 2 年 4 月 1 日	綾 1 1 0 5 - 1 5 0 0 2	昭和 3 0 年 1 0 月 1 2 日

綾部市公告第 9 7 号

綾部駅自由通路改修事業、綾部駅自由通路改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 2 年 9 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 2 5 8 号
- (2) 工 事 名 綾部駅自由通路改修工事
- (3) 工事場所 綾部市駅前通（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 階段改修 N = 4 箇所
屋根防水改修 A = 1 3 . 3 m²
内装・照明設備改修 一式
- (5) 予定工期 令和 2 年 1 0 月 6 日から
令和 3 年 3 月 4 日まで（1 5 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 2 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事の B 等級で登録されており、令和 2 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 1 年 1 月 1 日から令和元年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年9月7日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は530円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年9月10日(木) 午前9時から午後6時まで

令和2年9月11日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年9月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年9月17日(木) から

令和2年9月18日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年9月23日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにフ

アクセスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和2年9月28日（月）午前9時から午後6時まで
令和2年9月29日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年9月30日（水）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

.....

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑩

綾 部 市 長 様

様式-2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所

氏 名 (印)

電話 番 号

FAX 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

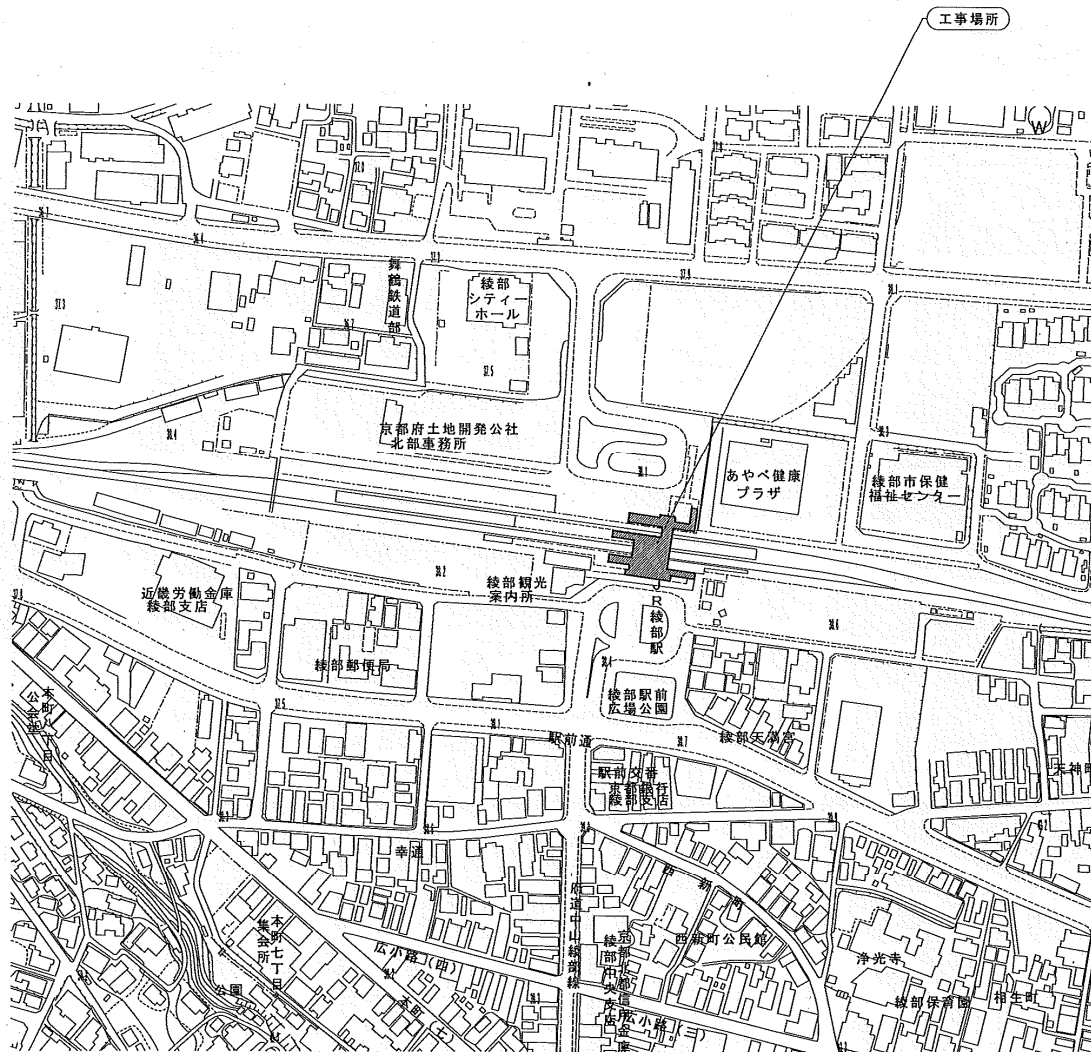
2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が7,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が7,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が7,000万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



附近見取り図 1:X

綾部駅自由通路改修工事

綾部市公告第 9 8 号

工業団地・交流プラザ管理運営費、野座池デッキ改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 2 年 9 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 2 5 9 号 |
| (2) 工 事 名 | 野座池デッキ改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市とよさか町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | デッキ撤去 8 2 . 3 m ²
デッキ改修 5 6 . 9 m ² |
| (5) 予定工期 | 令和 2 年 1 0 月 6 日から
令和 3 年 1 月 1 3 日まで（1 0 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 2 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事の B 等級で登録されており、令和 2 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 1 年 1 月 1 日から令和元年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和2年9月7日(月) 午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は170円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和2年9月10日(木) 午前9時から午後6時まで
令和2年9月11日(金) 午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で9月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年9月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和2年9月17日(木) から
令和2年9月18日(金) 正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和2年9月23日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等を行

いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和2年9月28日(月) 午前9時から午後6時まで
令和2年9月29日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年9月30日(水) 午前9時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑩

綾 部 市 長 様

様式-2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所

氏 名 (印)

電話 番 号

FAX 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

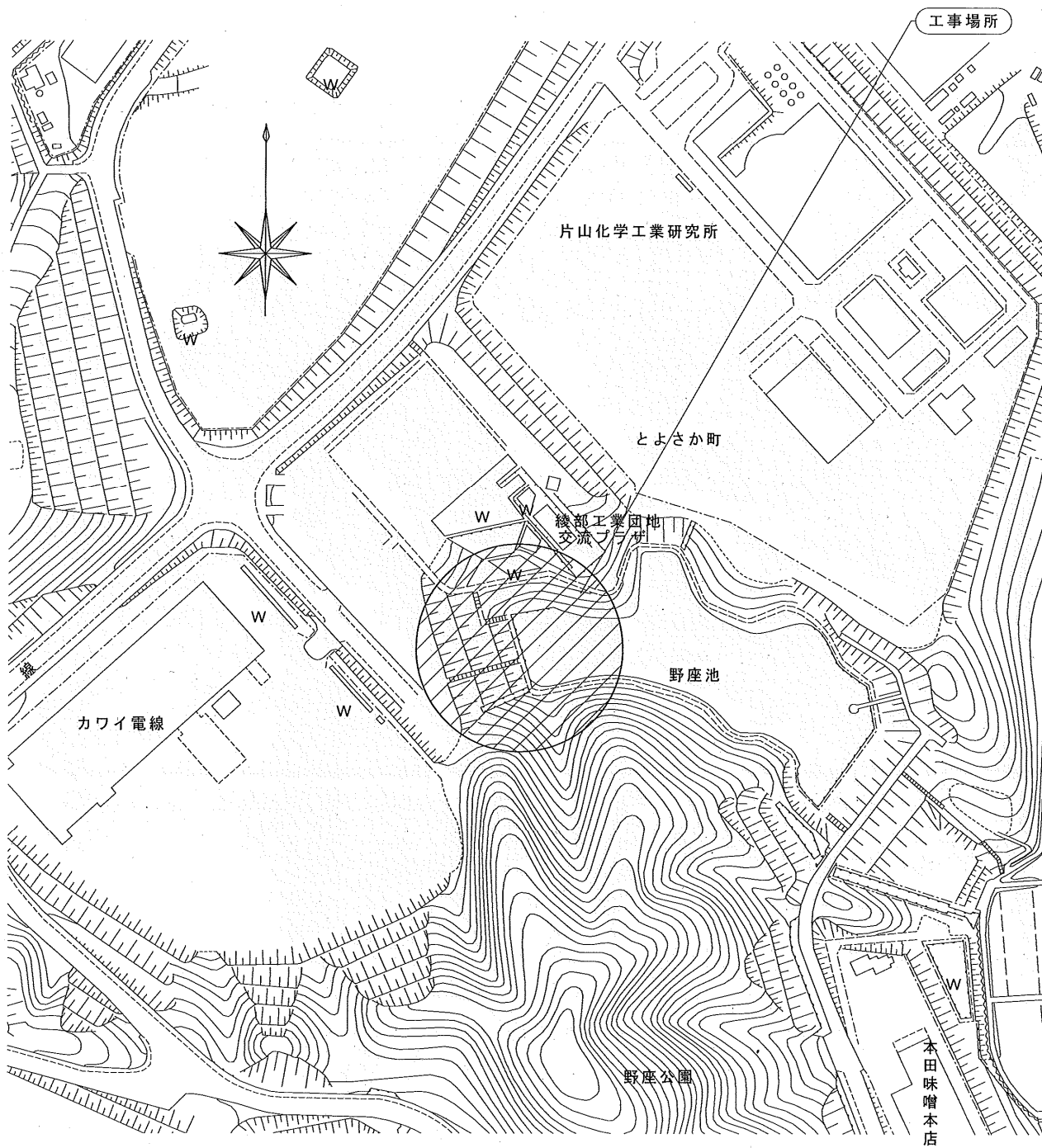
2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が7,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が7,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が7,000万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



野座池デッキ改修工事付近見取り図 1/2, 500

綾部市公告第 99 号

水量水質安定的対策事業、高津町配水管布設替工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 2 年 9 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 502 60 号 |
| (2) 工 事 名 | 高津町配水管布設替工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市高津町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 配水管布設工
H I V P（R R ロング）φ 100 L = 331 m
配水管布設工
H I V P（R R ロング）φ 75 L = 4 m
消火栓設置工 N = 1 基
給水戸数 N = 29 戸
仮設配水管工 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和 2 年 10 月 6 日から
令和 3 年 3 月 14 日まで（160 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 2 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事の A 等級又は B 等級で登録されており、令和 2 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時 2 名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日の間において、完了工事の成績評点が 60 点に満たない評定を受けていないこと。
- (5) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年9月7日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は1,590円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年9月10日(木) 午前9時から午後6時まで

令和2年9月11日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年9月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年9月17日(木) から

令和2年9月18日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年9月23日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

①日時 令和2年9月28日（月）午前9時から午後6時まで
令和2年9月29日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出9月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和2年9月30日（水）午前10時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1

綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑩

綾 部 市 長 様

様式-2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所

氏 名

印

電話 番 号

FAX 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工事名

工事場所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

2) 主任技術者

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・ 兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・ 兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・ 兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・ 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・ 連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・ 兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・ 兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 0 0 号

水量水質安定的対策事業、栗町配水管布設替工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 2 年 9 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 2 6 1 号 |
| (2) 工 事 名 | 栗町配水管布設替工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市栗町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 配水管布設工
H I V P（R R ロング）φ 1 0 0 L = 3 6 1 m
消火栓設置工 N = 1 基
給水戸数 N = 1 1 戸
仮設配水管工 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和 2 年 1 0 月 6 日から
令和 3 年 3 月 1 4 日まで（1 6 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 2 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事の A 等級又は B 等級で登録されており、令和 2 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時 2 名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 1 年 1 月 1 日から令和元年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (5) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—１）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—２）２部を監理課へ持参により提出すること。

（２）配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—３）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第７条によること。ただし、紙入札希望業者は（１）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

４ 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（１）設計図書の閲覧

①期間 令和２年９月７日（月）午前９時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）とし、代金は１，３００円です。

（２）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和２年９月１０日（木）午前９時から午後６時まで

令和２年９月１１日（金）午前９時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で９月１０日については午前９時から正午までと午後１時から午後５時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

５ 入札参加資格確認通知について

（１）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和２年９月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（２）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

６ 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和２年９月１７日（木）から

令和２年９月１８日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前９時から正午までと午後１時

から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年9月23日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

①日時 令和2年9月28日（月）午前9時から午後6時まで
令和2年9月29日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和2年9月30日（水）午前10時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1
綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

⑨

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

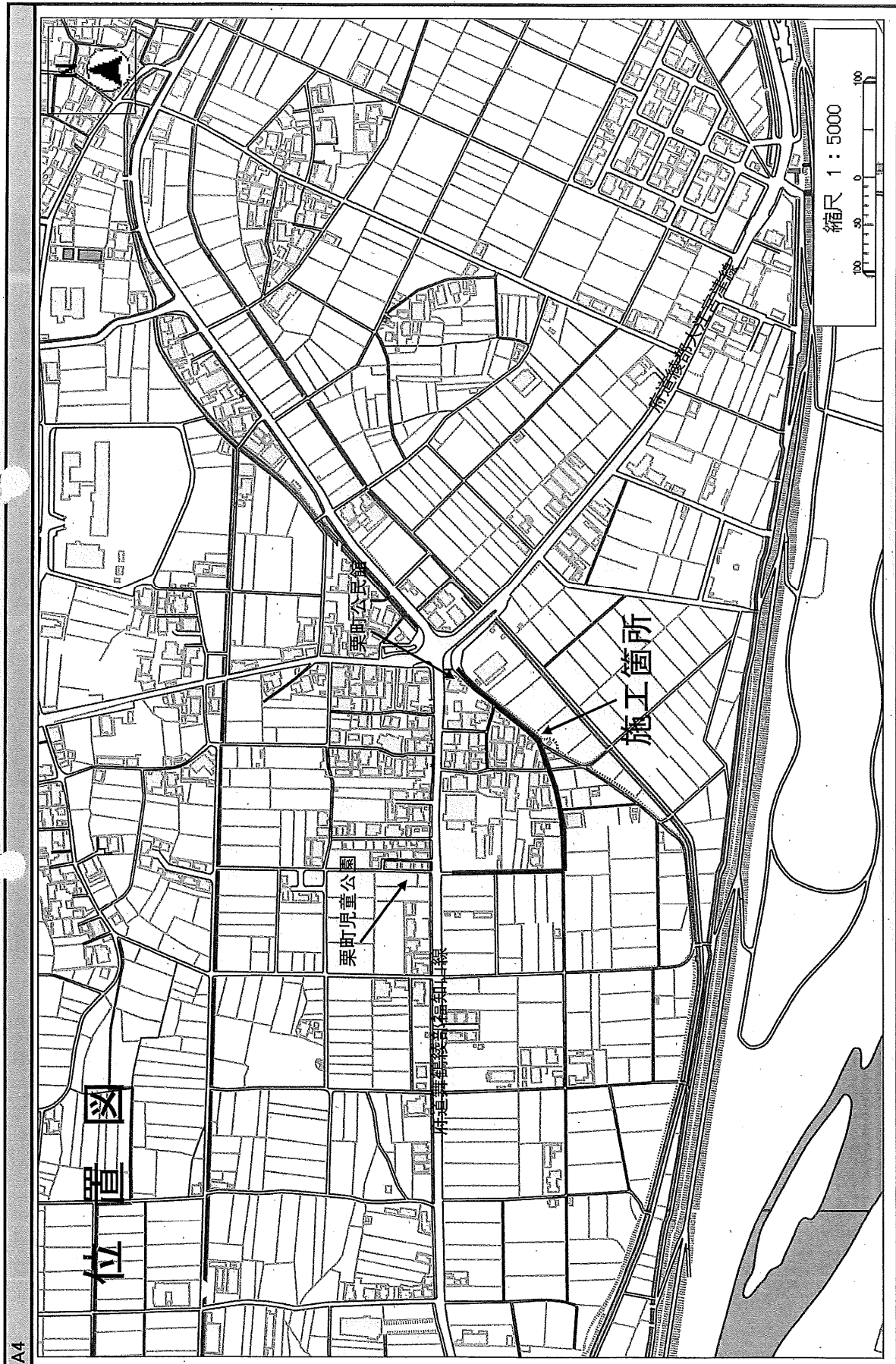
2) 主任技術者

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・ 兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・ 兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・ 兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・ 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・ 連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・ 兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・ 兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 0 1 号

普通財産解体事業、東物部共同畜舎解体工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 2 年 9 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 2 6 2 号 |
| (2) 工 事 名 | 東物部共同畜舎解体工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市物部町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 共同畜舎解体
木造 2 階建畜舎 解体面積 6 3 0 . 0 m ²
木造平屋建倉庫 解体面積 1 5 . 4 m ²
パイプハウス 解体面積 4 6 . 3 m ² |
| (5) 予定工期 | 令和 2 年 1 0 月 6 日から
令和 3 年 1 月 1 3 日まで（1 0 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 2 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で解体工事で登録（新規登録業者を除く）があり、かつ解体工事、土木工事、建築工事、とび・土工・コンクリート工事のいずれかの最上位等級が A 1 等級、A 等級、B 等級のいずれかで登録されており、令和 2 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 解体工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 1 年 1 月 1 日から令和元年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式―１）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式―２）２部を監理課へ持参により提出すること。

（２）配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―３）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第７条によること。ただし、紙入札希望業者は（１）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

４ 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（１）設計図書の閲覧

①期間 令和２年９月７日（月）午前９時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）とし、代金は１５０円です。

（２）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和２年９月１０日（木）午前９時から午後６時まで

令和２年９月１１日（金）午前９時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で９月１０日については午前９時から正午までと午後１時から午後５時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

５ 入札参加資格確認通知について

（１）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和２年９月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（２）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

６ 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和２年９月１７日（木）から

令和２年９月１８日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和2年9月23日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

- ①日時 令和2年9月28日（月）午前9時から午後6時まで
令和2年9月29日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和2年9月30日（水）午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1
綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑩

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 解体工事、土木工事、建築工事、とび・土工・コンクリート工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 0 2 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 2 年 9 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 0 3 号

あやべ市民バス運行業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和 2 年 9 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

あやべ市民バス運行業務について、委託業者の選定にあたり別添「あやべ市民バス運行業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領」により実施します。

**あやべ市民バス運行業務委託に関する
公募型プロポーザル実施要領**

令和2年9月

綾部市市民環境部市民協働課

1. 趣旨・目的

この実施要領は、綾部市（以下「本市」という。）が発注するあやべ市民バス運行業務に関し、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

あやべ市民バス運行業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別添 1 「あやべ市民バス運行業務に係る企画提案仕様書」のとおり

(3) 運行期間

基本協定期間：令和 3 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 3 1 日の 3 年間

(4) 見積り上限額

1 5 2, 6 0 0, 0 0 0 円／年（税抜き）以内

3. 事業者選定方式

企画提案書の公募型プロポーザル方式

4. 応募資格等

(1) 資格

応募者は、次に掲げる資格要件を全て満たしていること。

なお、資格要件①～⑦の確認基準日は、本業務の募集開始日とし、契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

また、資格要件⑧が契約締結日に確認できない場合は、契約締結は行わないものとする。

①一般旅客自動車運送事業（乗合又は貸切）の実績がある者で、本業務を確実に実施できること。

②地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当していないこと。

③民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）又は会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更正手続開始の申立て、若しくは破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

④綾部市暴力団等排除措置要綱（平成 2 3 年綾部市告示第 1 0 号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。

- ⑤国税及び本市市税を滞納していないこと。
- ⑥本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑦私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）に抵触しないこと。
- ⑧運行開始日時点において、綾部市内に本店及び支店、営業所のいずれかを有すること、又は有する予定であること。

(2) 失格

次の要件のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①前項に掲げる資格のない者が企画提案書を提出した場合
- ②企画提案書に虚偽の記載をした場合
- ③「あやべ市民バス運行業務に係る公募型プロポーザル募集要領」及び「あやべ市民バス運行業務に係る企画提案仕様書」に示した内容に適合しない場合

5. 選定スケジュール（予定）

期 日	項 目	備 考
令和２年９月１１日（金）	募集開始	ホームページ及び公告
令和２年９月２３日（水）	質問受付締切	FAXまたは電子メール
令和２年９月３０日（水）	質問回答	FAXまたは電子メール
令和２年１０月５日（月）	参加申請等書類提出締切	持参または郵送
令和２年１０月１３日（火）	プレゼンテーション	綾部市役所
令和２年１０月２０日（火）	候補事業者選定結果通知	ホームページ及び郵送

※上記スケジュールは、状況により変更する場合がある。

6. 応募方法

(1) 提出書類、様式、提出部数等

別添２「あやべ市民バス運行業務に係る提出書類一覧」のとおり

(2) 提出方法等

- ①提出期限：令和２年１０月５日（月）
- ②提出方法：本市の業務時間内に持参または書留郵便により郵送のこと。（提出期限必着）
- ③提出先：

〒６２３－８５０１ 京都府綾部市若竹町８番地の１ 綾部市市民環境部市民協働課

TEL：０７７３－４２－４２４８

FAX：０７７３－４２－４４０６

E-mail：siminkyodo@city.ayabe.lg.jp

(3) 質問等の受付及び回答

企画提案書に関する質問等については、以下のとおりとする。

①質問書の様式等

別添「様式4 質問書」に質問内容等を記入し、提出すること。なお、企画提案の審査に係る質疑については受け付けない。

②質問書の提出方法

FAXまたは電子メールにより、事務局へ送信すること。なお、確認のため提出後に電話により連絡すること。

③質問書の提出期限

令和2年9月23日（水）

④質問への回答

回答については、提出者へFAXまたは電子メールにより回答する。また、同日に質疑事項と併せて、本市のホームページに掲載する。

⑤回答予定日

令和2年9月30日（水）

7. 要領等の配布

本市ホームページからダウンロードまたは市民協働課窓口にて直接配布とする。

8. 企画提案書関係書類作成上の留意点

- ①「あやべ市民バス運行業務に係る企画提案仕様書」に基づき、「あやべ市民バス運行業務に係る提出書類一覧」に掲げる書類とともに提出すること。
- ②企画提案書は、目次等を除いた実質的なページ数を、A4で10ページ以内（モノクロ、カラーの指定はしない。）とすること。

9. 企画提案書の記載内容

(1) 本業務の基本的な考え方

本業務を実施する上で、事業者としての基本的な考え方を記載すること。

(2) 運行の安全性

これまでの国土交通省からの処分の状況及び重大事故発生状況や、本業務を実施する上で行う車両の整備及び点検など安全性を確保するための手法を記載すること。

(3) 業務の実施体制

総括責任者、実施責任者及び運行管理者等を明確にするとともに、本業務の実施体制等

を記載すること。

(4) 利用者の利便性

バリアフリー対応状況や、運行技術の向上や接客のための乗務員研修や教育について記載すること。

(5) 緊急時の対応能力

災害や事故等が発生した場合の対応方法や処理方法について記載すること。

(6) 運行経費

運行経費について記載すること。

10. 選定等

(1) 選定方法

企画提案書及びプレゼンテーションの内容を基準に、あやバス運行事業選考会（以下「選考会」という。）で審査を行い、本業務の運行候補者を選定する。

- ①選考会は、次の「(5) 審査基準」により評価を行い、評価点数の合計が最も高い事業者を運行候補者として選定するものとする。
- ②前項の得点が2者以上の同点となったときは、再度、選考会の合議により、運行候補者を選定するものとする。
- ③提案事業者が単独の場合は、評価点の合計が満点の6割以上である場合に、運行候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション実施日

令和2年10月13日（火）

※会場、時間等の詳細は別途通知する。

通知予定日：令和2年10月7日（水）

(3) 時間配分

参加者ごとに約30分間を予定している。

提案説明の際は、プロジェクターの仕様は可能である。スクリーンは本市が用意する。パソコン、プロジェクター等は各参加者で準備すること。

- ①企画提案書等の説明・プレゼンテーション（20分）
- ②質疑応答・ヒアリング（10分）

(4) 出席者

自社の社員３人以内とし、総括管理者は必ず出席のこと。

(5) 審査基準

選考にあたっては、下表の審査項目、審査の視点、基準に基づき評価する。

審査項目		審査の視点	基準	配点
①	本業務の基本的な考え方	コミュニティバス運行の意義について認識し公共交通サービスを安定提供できるか	10：非常に優れている 8：優れている 6：普通 4：やや劣る 2：劣る	10
		本市が取り組んでいるまちづくり施策を十分に理解し、将来における業務の改善につながる提案がされているか		
②	運行の安全性	国土交通省による処分の状況及び重大事故の発生の状況（過去５年間） ※重大事故とは自動車事故報告規則第２条の事故をいう	10：非常に優れている 8：優れている 6：普通 4：やや劣る 2：劣る	10
		日常的に車両の点検や整備を行う整備管理体制が整っているか		
		適切な乗務割、労働時間を前提とした運転者の選任計画が立てられているか		
③	業務の実施体制	路線バス運行の実績を十分に有しているか	10：非常に優れている 8：優れている 6：普通 4：やや劣る 2：劣る	10
		業務の実施に必要な運行管理体制が整えられているか		
		運行に必要なバス車両及びドライバーの確保ができるか		
④	利用者の利便性	バリアフリーの対応は整えられているか	10：非常に優れている 8：優れている 6：普通 4：やや劣る 2：劣る	10
		運行技術の向上や接客について、研修や教育体制が整っているか		
		適切な苦情対応ができる体制を整えられているか		
⑤	緊急時の対応能力	災害や事故が発生した際、即座に対応できる体制が整っているか	10：非常に優れている 8：優れている 6：普通 4：やや劣る 2：劣る	10
		事故等が発生した際に、直ちに代替車両を配車できる準備が整っているか		
⑥	運行経費	能率的な運営を前提とした運行経費となっているか	10：非常に優れている 8：優れている 6：普通 4：やや劣る 2：劣る	10
		安全運行のために必要な経費を確保しているか		
⑦	参考見積額	参考見積額をもとに、次の算式により配点を比例配分する。（小数点第２位四捨五入） X=見積上限額、Y=最低見積額、Z=見積額 得点＝10－（Z－Y）÷（X－Y）×10 （見積限度額を超過した場合は失格。）	左欄の計算式のとおり	10
合計				70

(6) 審査結果の通知と公表

審査結果は、全ての参加者に対して文書で通知すると共に、運行候補者名等について本市のホームページで公表する。

※通知予定日：令和２年１０月２０日（火）

１１．協定の締結

本市が、運行候補者として選定した者と業務実施についての協議等を行い、協議が整った場合に協定を締結する。協議が整わない場合は、次点に選定された者と協議を行う。

１２．その他

- ①企画提案書の作成及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- ②提出書類の著作権はそれぞれの提案者に帰属する。
- ③提出書類は本プロポーザル以外の目的では使用しない。
- ④提出書類の受理後の差し替え、再提出、返却には応じない。
- ⑤プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- ⑥FAXや電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- ⑦審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

１３．問合せ先

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市市民環境部市民協働課

TEL：0773-42-4248

FAX：0773-42-4406

E-mail：siminkyodo@city.ayabe.lg.jp

路線別年間走行距離一覧

別紙 1 - 1

○上林線

於身～市立病院前	あやべ温泉等除く	35.2 km	×	1 回	×	365 日	=	12,848.0
於身～市立病院前※	"	35.2 km	×	1 回	×	246 日	=	8,659.2
於身～市立病院前		37.4 km	×	1 回	×	365 日	=	13,651.0
大町バスターミナル～市立病院前		26.6 km	×	10 回	×	365 日	=	97,090.0
								132,248.2

市立病院前～於見	あやべ温泉等除く	35.2 km	×	1 回	×	365 日	=	12,848.0
市立病院前～於見		37.4 km	×	1 回	×	365 日	=	13,651.0
市立病院前～大町バスターミナル		26.6 km	×	10 回	×	365 日	=	97,090.0
								123,589.0

255,837.2 km

○於見市野瀬線

於見～大町バスターミナル		10.8 km	×	5 回	×	365 日	=	19,710.0
市野瀬～大町バスターミナル		4.5 km	×	6 回	×	365 日	=	9,855.0
								29,565.0

大町バスターミナル～於見		10.8 km	×	4 回	×	365 日	=	15,768.0
大町バスターミナル～市野瀬		4.5 km	×	4 回	×	365 日	=	6,570.0
								22,338.0

51,903.0 km

○東西線

高津コミセン前～市立病院前		8.4 km	×	10 回	×	365 日	=	30,660.0
高津コミセン前～市立病院前※		8.4 km	×	1 回	×	246 日	=	2,066.4
								32,726.4

市立病院前～高津コミセン前		8.4 km	×	10 回	×	365 日	=	30,660.0
								30,660.0

63,386.4 km

○志賀南北線

内久井～市立病院前	藤波神社前等除く	17.6 km	×	3 回	×	365 日	=	19,272.0
内久井～松寿苑前		26.8 km	×	1 回	×	365 日	=	9,782.0
藤波神社前～市立病院		17 km	×	1 回	×	365 日	=	6,205.0
藤波神社前～松寿苑前		21.8 km	×	1 回	×	365 日	=	7,957.0
八丁～市立病院前※		14.8 km	×	2 回	×	246 日	=	7,281.6
八丁～松寿苑前		19.6 km	×	4 回	×	365 日	=	28,616.0
								79,113.6

市立病院前～内久井	藤波神社前等除く	17.6 km	×	2 回	×	365 日	=	12,848.0
市立病院前～内久井※	藤波神社前等除く	17.6 km	×	1 回	×	246 日	=	4,329.6
松寿苑前～内久井		26.8 km	×	1 回	×	365 日	=	9,782.0
市立病院前～藤波神社前		17 km	×	2 回	×	365 日	=	12,410.0
市立病院前～八丁※		14.8 km	×	1 回	×	246 日	=	3,640.8
松寿苑前～八丁		19.6 km	×	5 回	×	365 日	=	35,770.0
								78,780.4

157,894.0 km

○西坂線

九社神社前～綾部駅南口	24.8 km × 3 回 × 365 日 =	27,156.0
九社神社前～綾部駅南口	清山荘前等除く 24 km × 1 回 × 365 日 =	8,760.0
		35,916.0

綾部駅南口～九社神社前	24.8 km × 3 回 × 365 日 =	27,156.0
綾部駅南口～九社神社前	清山荘前等除く 24 km × 1 回 × 365 日 =	8,760.0
		35,916.0

71,832.0 km

○篠田桜が丘線

深山～綾部駅南口	26.5 km × 3 回 × 365 日 =	29,017.5
深山～綾部駅南口	清山荘前等除く 25.4 km × 1 回 × 365 日 =	9,271.0
		38,288.5

綾部駅南口～深山	26.5 km × 3 回 × 365 日 =	29,017.5
綾部駅南口～深山	清山荘前等除く 25.4 km × 1 回 × 365 日 =	9,271.0
		38,288.5

76,577.0 km

○黒谷線

黒谷和紙会館前～市立病院前	15.1 km × 4 回 × 365 日 =	22,046.0
市立病院前～黒谷和紙会館前	15.1 km × 4 回 × 365 日 =	22,046.0

44,092.0 km

○西八田線

総合運動公園前～市立病院前	16.6 km × 4 回 × 365 日 =	24,236.0
市立病院前～総合運動公園前	16.6 km × 4 回 × 365 日 =	24,236.0

48,472.0 km

○紫水ヶ丘公園線

紫水ヶ丘公園前～市立病院前	6.7 km × 5 回 × 365 日 =	12,227.5
市立病院前～紫水ヶ丘公園前	6.7 km × 5 回 × 365 日 =	12,227.5

24,455.0 km

※総計 794,448.6 km

※閏年は勘案していない

於見市野瀬線

市野瀬⇒大町バスターミナル

市	野	瀬	6:50	7:30	9:36	12:36	15:36	16:36
	辻		6:51	7:31	9:37	12:37	15:37	16:37
陸		志	6:52	7:32	9:38	12:38	15:38	16:38
白		垣	6:53	7:33	9:39	12:39	15:39	16:39
清		水	6:54	7:34	9:40	12:40	15:40	16:40
遊		里	6:55	7:35	9:41	12:41	15:41	16:41
大町バスターミナル (上林いきいきセンター前)			6:57	7:37	9:43	12:43	15:43	16:43

於見⇒大町バスターミナル

於	見	9:05	11:21	13:21	15:05	17:21
田	の	9:06	11:22	13:22	15:06	17:22
神	塚	9:07	11:23	13:23	15:07	17:23
小	仲	9:09	11:25	13:25	15:09	17:25
川	原	9:10	11:26	13:26	15:10	17:26
奥上林研修センター前		9:11	11:27	13:27	15:11	17:27
君	尾	9:13	11:29	13:29	15:13	17:29
上	市	9:14	11:30	13:30	15:14	17:30
山	の	9:14	11:30	13:30	15:14	17:30
下	市	9:14	11:30	13:30	15:14	17:30
二	王	9:16	11:32	13:32	15:16	17:32
あ	や	9:18	11:34	13:34	15:18	17:34
二	王	9:20	11:36	13:36	15:20	17:36
下	市	9:20	11:36	13:36	15:20	17:36
長	野	9:22	11:38	13:38	15:22	17:38
弓	削	9:24	11:40	13:40	15:24	17:40
奥上林いきいきセンター前		9:25	11:41	13:41	15:25	17:41

上 林 線

※印／土日祝日運休

於	見	※6:47	7:27	7:36
田	の	※6:48	7:28	7:37
神	塚	※6:49	7:29	7:38
小	仲	※6:51	7:31	7:40
川	原	※6:52	7:32	7:41
奥上林研修センター前		※6:53	7:33	7:42
君	尾	※6:54	7:34	7:43
上	市	※6:55	7:35	7:44
山	の	※6:55	7:35	7:44
下	市	↓	↓	7:44
二	王	↓	↓	7:46
あ	や	↓	↓	7:48
二	王	↓	↓	7:50
下	市	↓	↓	7:50
長	野	※6:57	7:37	7:52
弓	削	※6:59	7:39	7:54

於見・大町バスターミナル⇒綾部駅南口⇒綾高前⇒市立病院前

大町バスターミナル (上林いきいきセンター前)	7:00	7:40	7:55	8:45	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45
上林小・中学校前	7:00	7:40	7:55	8:45	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45
日 置 谷	7:01	7:41	7:56	8:46	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	17:46
中上林診療所前	7:01	7:41	7:56	8:46	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	17:46
寺 町	7:02	7:42	7:57	8:47	9:47	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47	15:47	16:47	17:47
西 屋	7:02	7:42	7:57	8:47	9:47	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47	15:47	16:47	17:47
引 地	7:03	7:43	7:58	8:48	9:48	10:48	11:48	12:48	13:48	14:48	15:48	16:48	17:48
真 野	7:04	7:44	7:59	8:49	9:49	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:49	17:49
小 山	7:05	7:45	8:00	8:50	9:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:50
念 道	7:05	7:45	8:00	8:50	9:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:50
大 宮	7:06	7:46	8:01	8:51	9:51	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51	15:51	16:51	17:51
井 根 口	7:07	7:47	8:02	8:52	9:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:52
十倉(黒谷和新工場の屋前)	7:09	7:49	8:04	8:54	9:54	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:54	16:54	17:54
中十倉・くぬぎの里前	7:10	7:50	8:05	8:55	9:55	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55	15:55	16:55	17:55
下 十 倉	7:11	7:51	8:06	8:56	9:56	10:56	11:56	12:56	13:56	14:56	15:56	16:56	17:56
境	7:12	7:52	8:07	8:57	9:57	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:57	16:57	17:57
旭町観光栗林園前	7:13	7:53	8:08	8:58	9:58	10:58	11:58	12:58	13:58	14:58	15:58	16:58	17:58
旭町 塩 谷	7:14	7:54	8:09	8:59	9:59	10:59	11:59	12:59	13:59	14:59	15:59	16:59	17:59
東 山 町 受 戸	7:16	7:56	8:11	9:01	10:01	11:01	12:01	13:01	14:01	15:01	16:01	17:01	18:01
東綾小・中学校前	7:17	7:57	8:12	9:02	10:02	11:02	12:02	13:02	14:02	15:02	16:02	17:02	18:02
山 家 駅 前	7:20	8:00	8:15	9:05	10:05	11:05	12:05	13:05	14:05	15:05	16:05	17:05	18:05
山 家	7:21	8:01	8:16	9:06	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06	17:06	18:06
鷹 栖 町 長 瀬	7:22	8:02	8:17	9:07	10:07	11:07	12:07	13:07	14:07	15:07	16:07	17:07	18:07
西 原 町	7:24	8:04	8:19	9:09	10:09	11:09	12:09	13:09	14:09	15:09	16:09	17:09	18:09
南海団地前	7:26	8:06	8:21	9:11	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	16:11	17:11	18:11
若 宮 団 造 前	7:27	8:07	8:22	9:12	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	16:12	17:12	18:12
丹 波 大 橋	7:30	8:10	8:25	9:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:15	18:15
綾高東分校前	7:32	8:12	8:27	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:17
西 町 二 丁 目	7:33	8:13	8:28	9:18	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:18	18:18
綾 部 駅 南 口	7:35	8:15	8:30	9:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:20	18:20
市 民 ホ ー ル 前	7:36	8:16	8:31	9:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:21	18:21
警 察 署 前	7:38	8:18	8:33	9:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:23
綾 高 前	7:39	8:19	8:34	9:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24	18:24
鳥ヶ坪交差点	7:40	8:20	8:35	9:25	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25	18:25
市 立 病 院 前	7:45	8:25	8:40	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30

上 林 線

市立病院前⇒綾高前⇒綾部駅南口⇒大町バスターミナル・於見

市立病院前	7:55	8:40	9:40	10:40	11:40	12:40	13:40	14:40	15:40	16:40	17:40	18:40
鳥ヶ坪交差点	8:00	8:45	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45	18:45
綾高前	8:01	8:46	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	17:46	18:46
警察署前	8:02	8:47	9:47	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47	15:47	16:47	17:47	18:47
市民ホール前	8:04	8:49	9:49	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:49	17:49	18:49
綾部駅南口	8:05	8:50	9:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:50	18:50
西町二丁目	8:07	8:52	9:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:52	18:52
綾高東分校前	8:08	8:53	9:53	10:53	11:53	12:53	13:53	14:53	15:53	16:53	17:53	18:53
丹波大橋	8:10	8:55	9:55	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55	15:55	16:55	17:55	18:55
若宮酒造前	8:12	8:57	9:57	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:57	16:57	17:57	18:57
南海団地前	8:13	8:58	9:58	10:58	11:58	12:58	13:58	14:58	15:58	16:58	17:58	18:58
西原町	8:15	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
鷹栖町長瀬	8:16	9:01	10:01	11:01	12:01	13:01	14:01	15:01	16:01	17:01	18:01	19:01
山家駅	8:17	9:02	10:02	11:02	12:02	13:02	14:02	15:02	16:02	17:02	18:02	19:02
山家駅前	8:18	9:03	10:03	11:03	12:03	13:03	14:03	15:03	16:03	17:03	18:03	19:03
東綾小・中学校前	8:21	9:06	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06	17:06	18:06	19:06
東山町受戸	8:22	9:07	10:07	11:07	12:07	13:07	14:07	15:07	16:07	17:07	18:07	19:07
旭町塩谷	8:24	9:09	10:09	11:09	12:09	13:09	14:09	15:09	16:09	17:09	18:09	19:09
旭町観光栗林園前	8:25	9:10	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	16:10	17:10	18:10	19:10
境	8:26	9:11	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	16:11	17:11	18:11	19:11
下十倉	8:27	9:12	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	16:12	17:12	18:12	19:12
中十倉・くぬぎの里前	8:28	9:13	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	16:13	17:13	18:13	19:13
十倉（黒谷和紙工場の里前）	8:29	9:14	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14	15:14	16:14	17:14	18:14	19:14
井根口	8:30	9:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:15	18:15	19:15
大宮	8:31	9:16	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:16	18:16	19:16
念道	8:32	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:17	19:17
小山	8:32	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:17	19:17
真野	8:33	9:18	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:18	18:18	19:18
引地	8:34	9:19	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:19	18:19	19:19
西屋	8:35	9:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:20	18:20	19:20
寺町	8:35	9:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:20	18:20	19:20
中上林診療所前	8:35	9:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:20	18:20	19:20
日置谷	8:36	9:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:21	18:21	19:21
上林小・中学校前	8:37	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22	18:22	19:22
大町バスターミナル（上林いきいきセンター前）	8:37	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22	18:22	19:22

於見市野瀬線

大町バスターミナル⇒於見

大町バスターミナル（上林いきいきセンター前）	10:28	12:44	14:28	16:44
弓削口	10:29	12:45	14:29	16:45
長野	10:31	12:47	14:31	16:47
下市場	10:31	12:47	14:31	16:47
二王公園前	10:33	12:49	14:33	16:49
あやべ温泉前	10:35	12:51	14:35	16:51
二王公園前	10:37	12:53	14:37	16:53
下市場	10:37	12:53	14:37	16:53
山の家前	10:39	12:55	14:39	16:55
上市場	10:39	12:55	14:39	16:55
君尾山口	10:40	12:56	14:40	16:56
奥上林研修センター前	10:42	12:58	14:42	16:58
川原	10:43	12:59	14:43	16:59
小仲	10:44	13:00	14:44	17:00
神塚	10:46	13:02	14:46	17:02
田の谷	10:47	13:03	14:47	17:03
於見	10:48	13:04	14:48	17:04

弓削口	18:23	19:23
長野	18:25	19:25
下市場	18:25	↓
二王公園前	18:27	↓
あやべ温泉前	18:29	↓
二王公園前	18:31	↓
下市場	18:31	↓
山の家前	18:33	19:27
上市場	18:33	19:27
君尾山口	18:34	19:28
奥上林研修センター前	18:35	19:29
川原	18:36	19:30
小仲	18:37	19:31
神塚	18:39	19:33
田の谷	18:40	19:34
於見	18:41	19:35

大町バスターミナル⇒市野瀬

市野瀬	12:28	15:28	16:28	18:28
遊里	12:30	15:30	16:30	18:30
清水	12:31	15:31	16:31	18:31
白垣	12:32	15:32	16:32	18:32
睦志	12:33	15:33	16:33	18:33
辻	12:34	15:34	16:34	18:34
市野瀬	12:35	15:35	16:35	18:35

東 西 線

高津コミセン前⇒綾部駅南口⇒市立病院前

※印／土日祝日運休

高津コミセン前	9:05	10:05	11:05	12:05	13:05	14:05	15:05	16:05	17:05	18:05	※19:05
協立病院前	9:06	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06	17:06	18:06	※19:06
高津西	9:06	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06	17:06	18:06	※19:06
高津駅前	9:06	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06	17:06	18:06	※19:06
高津東	9:07	10:07	11:07	12:07	13:07	14:07	15:07	16:07	17:07	18:07	※19:07
岡谷川	9:08	10:08	11:08	12:08	13:08	14:08	15:08	16:08	17:08	18:08	※19:08
大島中	9:09	10:09	11:09	12:09	13:09	14:09	15:09	16:09	17:09	18:09	※19:09
ふれあいセンター前	9:11	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	16:11	17:11	18:11	※19:11
上延町八反	9:12	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	16:12	17:12	18:12	※19:12
自動車学校前	9:13	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	16:13	17:13	18:13	※19:13
綾高前	9:14	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14	15:14	16:14	17:14	18:14	※19:14
警察署前	9:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:15	18:15	※19:15
市民ホール前	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:17	※19:17
綾部駅南口	9:18	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:18	18:18	※19:18
西町二丁目	9:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:20	18:20	※19:20
京都府総合庁舎前	9:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:21	18:21	※19:21
青野（サクラティエ前）	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22	18:22	※19:22
あやバグンゼスクエア前	9:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:23	※19:23
白瀬橋南（由良川花庭園前）	9:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24	18:24	※19:24
市立病院前	9:25	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25	18:25	※19:25

市立病院前⇒綾部駅南口⇒高津コミセン前

市立病院前	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30
白瀬橋南（由良川花庭園前）	9:31	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31	17:31	18:31
あやバグンゼスクエア前	9:32	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:32	18:32
青野（サクラティエ前）	9:33	10:33	11:33	12:33	13:33	14:33	15:33	16:33	17:33	18:33
京都府総合庁舎前	9:34	10:34	11:34	12:34	13:34	14:34	15:34	16:34	17:34	18:34
西町二丁目	9:35	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:35	18:35
綾部駅南口	9:37	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:37	17:37	18:37
市民ホール前	9:38	10:38	11:38	12:38	13:38	14:38	15:38	16:38	17:38	18:38
警察署前	9:40	10:40	11:40	12:40	13:40	14:40	15:40	16:40	17:40	18:40
綾高前	9:41	10:41	11:41	12:41	13:41	14:41	15:41	16:41	17:41	18:41
自動車学校前	9:42	10:42	11:42	12:42	13:42	14:42	15:42	16:42	17:42	18:42
上延町八反	9:43	10:43	11:43	12:43	13:43	14:43	15:43	16:43	17:43	18:43
ふれあいセンター前	9:44	10:44	11:44	12:44	13:44	14:44	15:44	16:44	17:44	18:44
大島中	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	17:46	18:46
岡谷川	9:47	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47	15:47	16:47	17:47	18:47
高津東	9:48	10:48	11:48	12:48	13:48	14:48	15:48	16:48	17:48	18:48
高津駅前	9:49	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:49	17:49	18:49
高津西	9:49	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:49	17:49	18:49
協立病院前	9:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:50	18:50
高津コミセン前	9:51	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51	15:51	16:51	17:51	18:51

志賀南北線

内久井・藤波神社前・八丁⇒綾高前⇒綾部駅南口⇒市立病院前⇒松寿苑前

※印／土日祝日運休

内 久 井		7:35	9:12				13:12		15:12			
金 河 内		7:36	9:13				13:13		15:13			
池		7:37	9:14				13:14		15:14			
仁和公民館前		7:38	9:15				13:15		15:15			
藤波神社前		7:43	↓		11:13		↓		↓		17:13	
西方公会堂前		7:44	↓		11:14		↓		↓		17:14	
味噌尾		7:45	↓		11:15		↓		↓		17:15	
八 丁	※6:55	7:46	9:16	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:16	※18:16
志賀小学校前	※6:55	7:46	9:16	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:16	※18:16
志 賀 郷	※6:56	7:47	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	※18:17
J A 何北支店前	※6:57	7:48	9:18	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:18	※18:18
丸 山	※6:58	7:49	9:19	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:19	※18:19
何北中学校前	※6:59	7:50	9:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:20	※18:20
上 市	※7:00	7:51	9:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:21	※18:21
物 部	※7:01	7:52	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22	※18:22
下 市	※7:01	7:52	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22	※18:22
天 野	※7:02	7:53	9:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	※18:23
物部保育園前	※7:03	7:54	9:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24	※18:24
太 ケ 鼻	※7:04	7:55	9:25	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25	※18:25
石 ノ 隈	※7:05	7:56	9:26	10:26	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	17:26	※18:26
今 田	※7:06	7:57	9:27	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:27	※18:27
高 谷	※7:06	7:57	9:27	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:27	※18:27
館	※7:07	7:58	9:28	10:28	11:28	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:28	※18:28
福 垣	※7:08	7:59	9:29	10:29	11:29	12:29	13:29	14:29	15:29	16:29	17:29	※18:29
殿 貝	※7:09	8:00	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	※18:30
栗 町	※7:10	8:01	9:31	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31	17:31	※18:31
栗文化センター前	※7:11	8:02	9:32	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:32	※18:32
鳥ヶ坪交差点	※7:14	8:05	9:35	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:35	※18:35
綾 高 前	※7:17	8:06	9:36	10:36	11:36	12:36	13:36	14:36	15:36	16:36	17:36	※18:36
警 察 署 前	※7:18	8:07	9:37	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:37	17:37	※18:37
市民ホール前	※7:21	8:09	9:39	10:39	11:39	12:39	13:39	14:39	15:39	16:39	17:39	※18:39
綾 部 駅 南 口	※7:23	8:10	9:40	10:40	11:40	12:40	13:40	14:40	15:40	16:40	17:40	※18:40
西 町 二 丁 目	※7:25	8:12	9:42	10:42	11:42	12:42	13:42	14:42	15:42	16:42	17:42	※18:42
京都府総合庁舎前	※7:26	8:13	9:43	10:43	11:43	12:43	13:43	14:43	15:43	16:43	17:43	※18:43
青 野 (サクラティエ前)	※7:27	8:14	9:44	10:44	11:44	12:44	13:44	14:44	15:44	16:44	17:44	※18:44
あやべグンゼ スクエア前	※7:30	8:15	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45	※18:45
白瀬橋南 (由良川花庭園前)	※7:31	8:16	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	17:46	※18:46
市立病院前着	※7:32	8:17	9:47	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47	15:47	16:47	17:47	※18:47
市立病院前発		8:20		10:50		12:50		14:50		16:50	17:50	
白瀬橋南 (由良川花庭園前)		8:21		10:51		12:51		14:51		16:51	17:51	
あやべグンゼ スクエア前		8:22		10:52		12:52		14:52		16:52	17:52	
バザールタウン前		8:23		10:53		12:53		14:53		16:53	17:53	
綾 部 駅 南 口		8:26		10:56		12:56		14:56		16:56	17:56	
広小路三丁目		8:27		10:57		12:57		14:57		16:57	17:57	
広小路二丁目		8:28		10:58		12:58		14:58		16:58	17:58	
西 町 一 丁 目		8:29		10:59		12:59		14:59		16:59	17:59	
市 役 所 前		8:30		11:00		13:00		15:00		17:00	18:00	
ハートセンター前		8:31		11:01		13:01		15:01		17:01	18:01	
大本神苑前		8:32		11:02		13:02		15:02		17:02	18:02	
大本長生殿前		8:33		11:03		13:03		15:03		17:03	18:03	
上野町合同宿舍前		8:34		11:04		13:04		15:04		17:04	18:04	
上 野 町 上 池 田		8:35		11:05		13:05		15:05		17:05	18:05	
斎 場 前		8:36		11:06		13:06		15:06		17:06	18:06	
小 倉 団 地 前		8:37		11:07		13:07		15:07		17:07	18:07	
松 寿 苑 下		8:38		11:08		13:08		15:08		17:08	18:08	
松 寿 苑 前		8:38		11:08		13:08		15:08		17:08	18:08	

志賀南北線

松寿苑前⇒市立病院前⇒綾部駅南口⇒綾高前⇒八丁・藤波神社前・内久井

※印／土日祝日運休

松 寿 苑 前		9:13		11:13		13:13		15:13		17:13	18:13	
松 寿 苑 下		9:13		11:13		13:13		15:13		17:13	18:13	
小 倉 団 地 前		9:14		11:14		13:14		15:14		17:14	18:14	
斎 場 前		9:15		11:15		13:15		15:15		17:15	18:15	
上 野 町 上 池 田		9:16		11:16		13:16		15:16		17:16	18:16	
上野町合同宿舎前		9:17		11:17		13:17		15:17		17:17	18:17	
大 本 長 生 殿 前		9:18		11:18		13:18		15:18		17:18	18:18	
大 本 神 苑 前		9:19		11:19		13:19		15:19		17:19	18:19	
ハートセンター前		9:20		11:20		13:20		15:20		17:20	18:20	
市 役 所 前		9:21		11:21		13:21		15:21		17:21	18:21	
西 町 一 丁 目		9:22		11:22		13:22		15:22		17:22	18:22	
広 小 路 二 丁 目		9:23		11:23		13:23		15:23		17:23	18:23	
広 小 路 三 丁 目		9:24		11:24		13:24		15:24		17:24	18:24	
綾 部 駅 南 口		9:26		11:26		13:26		15:26		17:26	18:26	
バザールタウン前		9:28		11:28		13:28		15:28		17:28	18:28	
あやべグンゼ スクエア前		9:29		11:29		13:29		15:29		17:29	18:29	
白瀬橋南 (由良川花蔭園前)		9:30		11:30		13:30		15:30		17:30	18:30	
市 立 病 院 前 着		9:31		11:31		13:31		15:31		17:31	18:31	
市 立 病 院 前 発	※8:34	9:34	10:34	11:34	12:34	13:34	14:34	15:34	16:34	17:34	18:34	※19:34
白瀬橋南 (由良川花蔭園前)	※8:35	9:35	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:35	18:35	※19:35
あやべグンゼ スクエア前	※8:36	9:36	10:36	11:36	12:36	13:36	14:36	15:36	16:36	17:36	18:36	※19:36
青 野 (サクラティエ前)	※8:37	9:37	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:37	17:37	18:37	※19:37
京都府総合庁舎前	※8:38	9:38	10:38	11:38	12:38	13:38	14:38	15:38	16:38	17:38	18:38	※19:38
西 町 二 丁 目	※8:39	9:39	10:39	11:39	12:39	13:39	14:39	15:39	16:39	17:39	18:39	※19:39
綾 部 駅 南 口	※8:41	9:41	10:41	11:41	12:41	13:41	14:41	15:41	16:41	17:41	18:41	※19:41
市 民 ホール 前	※8:42	9:42	10:42	11:42	12:42	13:42	14:42	15:42	16:42	17:42	18:42	※19:42
警 察 署 前	※8:44	9:44	10:44	11:44	12:44	13:44	14:44	15:44	16:44	17:44	18:44	※19:44
綾 高 前	※8:45	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45	18:45	※19:45
鳥ヶ坪交差点	※8:46	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	17:46	18:46	※19:46
栗文化センター前	※8:48	9:48	10:48	11:48	12:48	13:48	14:48	15:48	16:48	17:48	18:48	※19:48
栗 町	※8:49	9:49	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:49	17:49	18:49	※19:49
殿 貝	※8:50	9:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:50	18:50	※19:50
福 垣	※8:51	9:51	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51	15:51	16:51	17:51	18:51	※19:51
館	※8:52	9:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:52	18:52	※19:52
高 谷	※8:53	9:53	10:53	11:53	12:53	13:53	14:53	15:53	16:53	17:53	18:53	※19:53
今 田	※8:53	9:53	10:53	11:53	12:53	13:53	14:53	15:53	16:53	17:53	18:53	※19:53
石 ノ 隈	※8:54	9:54	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:54	16:54	17:54	18:54	※19:54
太 ケ 鼻	※8:55	9:55	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55	15:55	16:55	17:55	18:55	※19:55
物 部 保 育 園 前	※8:56	9:56	10:56	11:56	12:56	13:56	14:56	15:56	16:56	17:56	18:56	※19:56
天 野	※8:57	9:57	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:57	16:57	17:57	18:57	※19:57
下 市	※8:58	9:58	10:58	11:58	12:58	13:58	14:58	15:58	16:58	17:58	18:58	※19:58
物 部	※8:58	9:58	10:58	11:58	12:58	13:58	14:58	15:58	16:58	17:58	18:58	※19:58
上 市	※8:59	9:59	10:59	11:59	12:59	13:59	14:59	15:59	16:59	17:59	18:59	※19:59
何 北 中 学 校 前	※9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	※20:00
丸 山	※9:01	10:01	11:01	12:01	13:01	14:01	15:01	16:01	17:01	18:01	19:01	※20:01
J A何北支店前	※9:02	10:02	11:02	12:02	13:02	14:02	15:02	16:02	17:02	18:02	19:02	※20:02
志 賀 郷	※9:03	10:03	11:03	12:03	13:03	14:03	15:03	16:03	17:03	18:03	19:03	※20:03
志 賀 小 学 校 前	※9:04	10:04	11:04	12:04	13:04	14:04	15:04	16:04	17:04	18:04	19:04	※20:04
八 丁	※9:04	10:04	11:04	12:04	13:04	14:04	15:04	16:04	17:04	18:04	19:04	※20:04
味 噌 尾	↓		11:05	↓		↓		17:05		19:05		
西 方 公 会 堂 前	↓		11:06	↓		↓		17:06		19:06		
藤 波 神 社 前	↓		11:07	↓		↓		17:07		19:07		
仁 和 公 民 館 前	※9:05				13:05		15:05				19:12	
池	※9:06				13:06		15:06				19:13	
金 河 内	※9:07				13:07		15:07				19:14	
内 久 井	※9:08				13:08		15:08				19:15	

西坂線

九社神社前⇒市立病院前⇒綾部駅南口

九 社 神 社 前	6:55	10:20	13:40	15:40
満 福 寺 下	6:56	10:21	13:41	15:41
西 坂 集 荷 場 前	6:57	10:22	13:42	15:42
諏 訪 神 社 前	6:58	10:23	13:43	15:43
奥 新 庄	7:00	10:25	13:45	15:45
原 貝	7:02	10:27	13:47	15:47
松 原	7:02	10:27	13:47	15:47
小 畑 中	7:03	10:28	13:48	15:48
小畑ライスセンター前	7:03	10:28	13:48	15:48
丹 の 国 荘 前	7:04	10:29	13:49	15:49
かじや（里山交流研修センター前）	7:06	10:31	13:51	15:51
奥 小 西	7:08	10:33	13:53	15:53
小 西	7:08	10:33	13:53	15:53
黒 田	7:09	10:34	13:54	15:54
石 原	7:10	10:35	13:55	15:55
小 貝 橋	7:11	10:36	13:56	15:56
私 市 西	7:15	10:40	14:00	16:00
私市公会堂前	7:15	10:40	14:00	16:00
私 市	7:16	10:41	14:01	16:01
湯殿（私市円山古墳公園前）	7:17	10:42	14:02	16:02
小 貝	7:17	10:42	14:02	16:02
待 機 宿 舎 前	7:18	10:43	14:03	16:03
豊 里 郵 便 局 前	7:20	10:45	14:05	16:05
大 川 神 社 前	7:21	10:46	14:06	16:06
旭 ケ 丘	7:21	10:46	14:06	16:06
下 位 田	7:22	10:47	14:07	16:07
井 堰 前	7:22	10:47	14:07	16:07
高 城 館 前	7:23	10:48	14:08	16:08
中 位 田	7:23	10:48	14:08	16:08
上 位 田	7:24	10:49	14:09	16:09
水 道 庁 舎 前	7:25	10:50	14:10	16:10
清 山 荘 前	↓	10:53	14:13	16:13
中 丹 文 化 会 館 前	↓	10:53	14:13	16:13
里	↓	10:55	14:15	16:15
市 立 病 院 前	7:29	10:59	14:19	16:19
白瀬橋南（由良川花庭園前）	7:30	11:00	14:20	16:20
あやペグンゼスクエア前	7:31	11:01	14:21	16:21
青野（サクラティエ前）	7:32	11:02	14:22	16:22
京都府総合庁舎前	7:33	11:03	14:23	16:23
西 町 二 丁 目	7:34	11:04	14:24	16:24
綾 部 駅 南 口	7:36	11:06	14:26	16:26

綾部駅南口⇒市立病院前⇒九社神社前

綾 部 駅 南 口	9:28	12:43	14:43	17:43
西 町 二 丁 目	9:30	12:45	14:45	17:45
京 都 府 総 合 庁 舎 前	9:31	12:46	14:46	17:46
青野（サクラティエ前）	9:32	12:47	14:47	17:47
あやペグンゼスクエア前	9:33	12:48	14:48	17:48
白瀬橋南（由良川花庭園前）	9:34	12:49	14:49	17:49
市 立 病 院 前	9:35	12:50	14:50	17:50
里	9:39	12:54	14:54	↓
清 山 荘 前	9:41	12:56	14:56	↓
中 丹 文 化 会 館 前	9:41	12:56	14:56	↓
水 道 庁 舎 前	9:44	12:59	14:59	17:54
上 位 田	9:45	13:00	15:00	17:55
中 位 田	9:46	13:01	15:01	17:56
高 城 館 前	9:46	13:01	15:01	17:56
井 堰 前	9:47	13:02	15:02	17:57
下 位 田	9:47	13:02	15:02	17:57
旭 ケ 丘	9:48	13:03	15:03	17:58
大 川 神 社 前	9:48	13:03	15:03	17:58
豊 里 郵 便 局 前	9:49	13:04	15:04	17:59
待 機 宿 舎 前	9:51	13:06	15:06	18:01
小 貝	9:52	13:07	15:07	18:02
湯殿（私市円山古墳公園前）	9:52	13:07	15:07	18:02
私 市	9:53	13:08	15:08	18:03
私市公会堂前	9:53	13:08	15:08	18:03
私 市 西	9:54	13:09	15:09	18:04
小 貝 橋	9:58	13:13	15:13	18:08
石 原	9:59	13:14	15:14	18:09
黒 田	10:00	13:15	15:15	18:10
小 西	10:01	13:16	15:16	18:11
奥 小 西	10:01	13:16	15:16	18:11
かじや（里山交流研修センター前）	10:03	13:18	15:18	18:13
丹 の 国 荘 前	10:05	13:20	15:20	18:15
小畑ライスセンター前	10:06	13:21	15:21	18:16
小 畑 中	10:06	13:21	15:21	18:16
松 原	10:07	13:22	15:22	18:17
原 貝	10:07	13:22	15:22	18:17
奥 新 庄	10:09	13:24	15:24	18:19
諏 訪 神 社 前	10:11	13:26	15:26	18:21
西 坂 集 荷 場 前	10:12	13:27	15:27	18:22
満 福 寺 下	10:13	13:28	15:28	18:23
九 社 神 社 前	10:14	13:29	15:29	18:24

篠田桜が丘線

深山⇒市立病院前⇒綾部駅南口

深	山	7:00	10:15	13:15	16:15
篠	田	7:02	10:17	13:17	16:17
別	所	7:05	10:20	13:20	16:20
別	所	7:07	10:22	13:22	16:22
上	向	7:08	10:23	13:23	16:23
下	向	7:08	10:23	13:23	16:23
若	宮	7:09	10:24	13:24	16:24
丸	山	7:10	10:25	13:25	16:25
何	北	7:11	10:26	13:26	16:26
上	市	7:12	10:27	13:27	16:27
物	部	7:16	10:31	13:31	16:31
白	道	7:17	10:32	13:32	16:32
極	楽	7:18	10:33	13:33	16:33
佐	里	7:20	10:35	13:35	16:35
小	呂	7:22	10:37	13:37	16:37
星	原	7:23	10:38	13:38	16:38
日	東	7:25	10:40	13:40	16:40
高	倉	7:26	10:41	13:41	16:41
桜	が	7:28	10:43	13:43	16:43
多	田	7:30	10:45	13:45	16:45
有	岡	7:32	10:47	13:47	16:47
JA	吉	7:33	10:48	13:48	16:48
清	山	↓	10:50	13:50	16:50
中	丹	↓	10:50	13:50	16:50
里		7:34	10:52	13:52	16:52
市	立	7:40	10:56	13:56	16:56
白	旗	7:41	10:57	13:57	16:57
あ	や	7:42	10:58	13:58	16:58
青	野	7:43	10:59	13:59	16:59
京	都	7:44	11:00	14:00	17:00
西	町	7:45	11:01	14:01	17:01
綾	部	7:47	11:03	14:03	17:03

綾部駅南口⇒市立病院前⇒深山

綾	部	9:18	12:18	15:18	18:18
西	町	9:20	12:20	15:20	18:20
京	都	9:21	12:21	15:21	18:21
青	野	9:22	12:22	15:22	18:22
あ	や	9:23	12:23	15:23	18:23
白	旗	9:24	12:24	15:24	18:24
市	立	9:25	12:25	15:25	18:25
里		9:29	12:29	15:29	18:29
清	山	9:31	12:31	15:31	↓
中	丹	9:31	12:31	15:31	↓
JA	吉	9:33	12:33	15:33	18:30
有	岡	9:34	12:34	15:34	18:31
多	田	9:36	12:36	15:36	18:33
桜	が	9:38	12:38	15:38	18:35
高	倉	9:40	12:40	15:40	18:37
日	東	9:41	12:41	15:41	18:38
星	原	9:43	12:43	15:43	18:40
小	呂	9:44	12:44	15:44	18:41
佐	里	9:46	12:46	15:46	18:43
極	楽	9:48	12:48	15:48	18:45
白	道	9:49	12:49	15:49	18:46
物	部	9:50	12:50	15:50	18:47
上	市	9:54	12:54	15:54	18:51
何	北	9:55	12:55	15:55	18:52
丸	山	9:56	12:56	15:56	18:53
若	宮	9:57	12:57	15:57	18:54
下	向	9:58	12:58	15:58	18:55
上	向	9:58	12:58	15:58	18:55
別	所	9:59	12:59	15:59	18:56
別	所	10:01	13:01	16:01	18:58
篠	田	10:04	13:04	16:04	19:01
深	山	10:06	13:06	16:06	19:03

黒谷線

黒谷和紙会館前⇒綾部駅南口⇒市立病院前

黒谷和紙会館前	8:35	10:35	13:55	16:55
於 与 岐 口	8:37	10:37	13:57	16:57
上 杉	8:38	10:38	13:58	16:58
東八田小学校前	8:39	10:39	13:59	16:59
大 石	8:40	10:40	14:00	17:00
八田診療所前	8:41	10:41	14:01	17:01
梅迫駅（東八田公民館前）	8:42	10:42	14:02	17:02
梅迫郵便局前	8:43	10:43	14:03	17:03
梅迫公民館下	8:44	10:44	14:04	17:04
安国寺前	8:45	10:45	14:05	17:05
安国寺和田口	8:46	10:46	14:06	17:06
中 山 橋	8:47	10:47	14:07	17:07
刈 垣 駅	8:51	10:51	14:11	17:11
刈垣グラウンド下	8:52	10:52	14:12	17:12
あやべ台前	8:52	10:52	14:12	17:12
下 八 田	8:53	10:53	14:13	17:13
京 セ ラ 前	8:54	10:54	14:14	17:14
丹波大橋	8:58	10:58	14:18	17:18
綾高東分校前	8:59	10:59	14:19	17:19
西町二丁目	9:00	11:00	14:20	17:20
綾部駅南口	9:02	11:02	14:22	17:22
西町二丁目	9:04	11:04	14:24	17:24
京都府総合庁舎前	9:05	11:05	14:25	17:25
青野（サクラティエ前）	9:06	11:06	14:26	17:26
あやべグンゼスクエア前	9:07	11:07	14:27	17:27
白瀬橋南（由良川花庭園前）	9:08	11:08	14:28	17:28
市立病院前	9:09	11:09	14:29	17:29

市立病院前⇒綾部駅南口⇒黒谷和紙会館前

市立病院前	7:50	9:50	13:10	16:10
白瀬橋南（由良川花庭園前）	7:51	9:51	13:11	16:11
あやべグンゼスクエア前	7:52	9:52	13:12	16:12
青野（サクラティエ前）	7:53	9:53	13:13	16:13
京都府総合庁舎前	7:54	9:54	13:14	16:14
西町二丁目	7:55	9:55	13:15	16:15
綾部駅南口	7:57	9:57	13:17	16:17
西町二丁目	7:59	9:59	13:19	16:19
綾高東分校前	8:00	10:00	13:20	16:20
丹波大橋	8:01	10:01	13:21	16:21
京 セ ラ 前	8:05	10:05	13:25	16:25
下 八 田	8:06	10:06	13:26	16:26
あやべ台前	8:07	10:07	13:27	16:27
刈垣グラウンド下	8:07	10:07	13:27	16:27
刈 垣 駅	8:08	10:08	13:28	16:28
中 山 橋	8:12	10:12	13:32	16:32
安国寺和田口	8:13	10:13	13:33	16:33
安国寺前	8:14	10:14	13:34	16:34
梅迫公民館下	8:15	10:15	13:35	16:35
梅迫郵便局前	8:16	10:16	13:36	16:36
梅迫駅（東八田公民館前）	8:17	10:17	13:37	16:37
八田診療所前	8:18	10:18	13:38	16:38
大 石	8:19	10:19	13:39	16:39
東八田小学校前	8:20	10:20	13:40	16:40
上 杉	8:21	10:21	13:41	16:41
於 与 岐 口	8:22	10:22	13:42	16:42
黒谷和紙会館前	8:24	10:24	13:44	16:44

西八田線

総合運動公園前⇒綾部駅南口⇒市立病院前

総合運動公園前	7:50	9:30	12:30	15:30
高槻堂前	7:51	9:31	12:31	15:31
高槻観音堂	7:52	9:32	12:32	15:32
高槻	7:52	9:32	12:32	15:32
金里	7:54	9:34	12:34	15:34
七百石	7:55	9:35	12:35	15:35
上八田町勢期	7:56	9:36	12:36	15:36
上八田町寺垣	7:57	9:37	12:37	15:37
中筋町西屋	7:58	9:38	12:38	15:38
大日	7:59	9:39	12:39	15:39
中筋	8:00	9:40	12:40	15:40
島万神社前	8:01	9:41	12:41	15:41
岡安郵便局前	8:02	9:42	12:42	15:42
岡安（西八田小学校前）	8:03	9:43	12:43	15:43
刈垣駅	8:05	9:45	12:45	15:45
刈垣グラウンド下	8:06	9:46	12:46	15:46
あやべ台前	8:07	9:47	12:47	15:47
下八田	8:08	9:48	12:48	15:48
京セラ前	8:09	9:49	12:49	15:49
丹波大橋	8:14	9:54	12:54	15:54
綾高東分校前	8:15	9:55	12:55	15:55
西町二丁目	8:16	9:56	12:56	15:56
綾部駅南口	8:18	9:58	12:58	15:58
西町二丁目	8:20	10:00	13:00	16:00
京都府総合庁舎前	8:21	10:01	13:01	16:01
青野（サクラティエ前）	8:22	10:02	13:02	16:02
あやべグンゼスクエア前	8:23	10:03	13:03	16:03
白瀬橋南（由良川花庭園前）	8:24	10:04	13:04	16:04
市立病院前	8:25	10:05	13:05	16:05

市立病院前⇒綾部駅南口⇒総合運動公園前

市立病院前	8:40	11:40	14:40	17:40
白瀬橋南（由良川花庭園前）	8:41	11:41	14:41	17:41
あやべグンゼスクエア前	8:42	11:42	14:42	17:42
青野（サクラティエ前）	8:43	11:43	14:43	17:43
京都府総合庁舎前	8:44	11:44	14:44	17:44
西町二丁目	8:45	11:45	14:45	17:45
綾部駅南口	8:47	11:47	14:47	17:47
西町二丁目	8:49	11:49	14:49	17:49
綾高東分校前	8:50	11:50	14:50	17:50
丹波大橋	8:52	11:52	14:52	17:52
京セラ前	8:56	11:56	14:56	17:56
下八田	8:57	11:57	14:57	17:57
あやべ台前	8:58	11:58	14:58	17:58
刈垣グラウンド下	8:59	11:59	14:59	17:59
刈垣駅	9:00	12:00	15:00	18:00
岡安（西八田小学校前）	9:02	12:02	15:02	18:02
岡安郵便局前	9:03	12:03	15:03	18:03
島万神社前	9:04	12:04	15:04	18:04
中筋	9:05	12:05	15:05	18:05
大日	9:06	12:06	15:06	18:06
中筋町西屋	9:07	12:07	15:07	18:07
上八田町寺垣	9:08	12:08	15:08	18:08
上八田町勢期	9:09	12:09	15:09	18:09
七百石	9:10	12:10	15:10	18:10
金里	9:11	12:11	15:11	18:11
高槻	9:13	12:13	15:13	18:13
高槻観音堂	9:13	12:13	15:13	18:13
高槻堂前	9:14	12:14	15:14	18:14
総合運動公園前	9:15	12:15	15:15	18:15

紫水ヶ丘公園線

紫水ヶ丘公園前⇒綾部駅南口⇒市立病院前

紫 水 ヶ 丘 公 園 前	7:30	9:00	11:50	14:50	17:00
紫 水 ヶ 丘 団 地 西	7:31	9:01	11:51	14:51	17:01
紫 水 ヶ 丘 団 地 東	7:32	9:02	11:52	14:52	17:02
若 宮 酒 造 前	7:33	9:03	11:53	14:53	17:03
丹 波 大 橋	7:35	9:05	11:55	14:55	17:05
綾 高 東 分 校 前	7:37	9:07	11:57	14:57	17:07
西 町 二 丁 目	7:38	9:08	11:58	14:58	17:08
綾 部 駅 南 口	7:40	9:10	12:00	15:00	17:10
協 立 診 療 所 前	7:42	9:12	12:02	15:02	17:12
西 町（I・Tビル前）	7:44	9:14	12:04	15:04	17:14
アイタウン二番街	7:44	9:14	12:04	15:04	17:14
バザールタウン前	7:47	9:17	12:07	15:07	17:17
あやベグンゼスクエア前	7:48	9:18	12:08	15:08	17:18
白瀬橋南（由良川花庭園前）	7:49	9:19	12:09	15:09	17:19
市 立 病 院 前	7:50	9:20	12:10	15:10	17:20

市立病院前⇒綾部駅南口⇒紫水ヶ丘公園前

市 立 病 院 前	8:35	11:25	14:25	16:35	18:00
白瀬橋南（由良川花庭園前）	8:36	11:26	14:26	16:36	18:01
あやベグンゼスクエア前	8:37	11:27	14:27	16:37	18:02
バザールタウン前	8:38	11:28	14:28	16:38	18:03
アイタウン二番街	8:41	11:31	14:31	16:41	18:06
西 町（I・Tビル前）	8:41	11:31	14:31	16:41	18:06
協 立 診 療 所 前	8:43	11:33	14:33	16:43	18:08
綾 部 駅 南 口	8:45	11:35	14:35	16:45	18:10
西 町 二 丁 目	8:47	11:37	14:37	16:47	18:12
綾 高 東 分 校 前	8:48	11:38	14:38	16:48	18:13
丹 波 大 橋	8:50	11:40	14:40	16:50	18:15
若 宮 酒 造 前	8:52	11:42	14:42	16:52	18:17
紫 水 ヶ 丘 団 地 東	8:53	11:43	14:43	16:53	18:18
紫 水 ヶ 丘 団 地 西	8:54	11:44	14:44	16:54	18:19
紫 水 ヶ 丘 公 園 前	8:55	11:45	14:45	16:55	18:20

令和元年6月 あやバス各時刻毎の平均乗車人員実績

別紙2

路線名	行先等	便	時刻	全日 (30日)			平日 (20日)			土日祝 (10日)			土 (5日)			日 (5日)		
				計	1日平均	一日最大	計	1日平均	計	1日平均	計	1日平均	計	1日平均	計	1日平均	計	1日平均
上林線	市立病院方面	1	6:47	571	19	38	520	26	51	5.1	26	5.2	25	5				
上林線	市立病院方面	2	7:27	681	22.7	42	605	30.3	76	7.6	51	10.2	25	5				
上林線	市立病院方面	3	7:36	234	7.8	20	179	9	55	5.5	36	7.2	19	3.8				
上林線	市立病院方面	4	8:45	321	10.7	23	240	12	81	8.1	50	10	31	6.2				
上林線	市立病院方面	5	9:45	346	11.5	27	230	11.5	116	11.6	57	11.4	59	11.8				
上林線	市立病院方面	6	10:45	152	5.1	9	107	5.4	45	4.5	22	4.4	23	4.6				
上林線	市立病院方面	7	11:45	158	5.3	10	105	5.3	53	5.3	32	6.4	21	4.2				
上林線	市立病院方面	8	12:45	202	6.7	19	134	6.7	68	6.8	33	6.6	35	7				
上林線	市立病院方面	9	13:45	109	3.6	10	77	3.9	32	3.2	20	4	12	2.4				
上林線	市立病院方面	10	14:45	87	2.9	7	58	2.9	29	2.9	13	2.6	16	3.2				
上林線	市立病院方面	11	15:45	206	6.9	18	149	7.5	57	5.7	27	5.4	30	6				
上林線	市立病院方面	12	16:45	71	2.4	6	48	2.4	23	2.3	13	2.6	10	2				
上林線	市立病院方面	13	17:45	85	2.8	11	51	2.6	34	3.4	11	2.2	23	4.6				
上林線	市立病院方面			3,223	107.4		2,503	125.2	720	72	391	78.2	329	65.8				
上林線	上林方面	1	8:00	193	6.4	14	168	8.4	25	2.5	18	3.6	7	1.4				
上林線	上林方面	2	8:45	119	4	8	91	4.6	28	2.8	21	4.2	7	1.4				
上林線	上林方面	3	9:45	143	4.8	13	104	5.2	39	3.9	30	6	9	1.8				
上林線	上林方面	4	10:45	230	7.7	23	170	8.5	60	6	42	8.4	18	3.6				
上林線	上林方面	5	11:45	332	11.1	50	226	11.3	106	10.6	74	14.8	32	6.4				
上林線	上林方面	6	12:45	191	6.4	18	126	6.3	65	6.5	25	5	40	8				
上林線	上林方面	7	13:45	224	7.5	13	147	7.4	77	7.7	40	8	37	7.4				
上林線	上林方面	8	14:45	182	6.1	19	145	7.3	37	3.7	15	3	22	4.4				
上林線	上林方面	9	15:45	398	13.3	33	308	15.4	90	9	51	10.2	39	7.8				
上林線	上林方面	10	16:45	266	8.9	24	218	10.9	48	4.8	29	5.8	19	3.8				
上林線	上林方面	11	17:45	368	12.3	26	303	15.2	65	6.5	33	6.6	32	6.4				
上林線	上林方面	12	18:45	294	9.8	20	234	11.7	60	6	24	4.8	36	7.2				
上林線	上林方面			2,940	98		2,240	112	700	70	402	80.4	298	59.6				
於見市野瀬線	大町方面(於見から)	1	9:05	51	1.7	5	43	2.2	8	0.8	5	1	3	0.6				
於見市野瀬線	大町方面(於見から)	2	11:21	21	0.7	5	12	0.6	9	0.9	5	1	4	0.8				
於見市野瀬線	大町方面(於見から)	3	13:21	20	0.7	5	8	0.4	12	1.2	9	1.8	3	0.6				
於見市野瀬線	大町方面(於見から)	4	15:05	14	0.5	3	9	0.5	5	0.5	1	0.2	4	0.8				
於見市野瀬線	大町方面(於見から)	5	17:21	7	0.2	2	1	0.1	6	0.6	2	0.4	4	0.8				
於見市野瀬線	大町方面(於見から)			113	3.8		73	3.7	40	4	22	4.4	18	3.6				
於見市野瀬線	於身方面	1	10:28	43	1.4	6	30	1.5	13	1.3	11	2.2	2	0.4				
於見市野瀬線	於身方面	2	12:44	39	1.3	6	30	1.5	9	0.9	2	0.4	7	1.4				
於見市野瀬線	於身方面	3	14:28	44	1.5	8	33	1.7	11	1.1	5	1	6	1.2				
於見市野瀬線	於身方面	4	16:44	18	0.6	4	12	0.6	6	0.6	2	0.4	4	0.8				
於見市野瀬線	於身方面			144	4.8		105	5.3	39	3.9	20	4	19	3.8				
於見市野瀬線	大町方面(市野瀬から)	1	6:50	64	2.1	5	60	3	4	0.4	2	0.4	2	0.4				
於見市野瀬線	大町方面(市野瀬から)	2	7:30	34	1.1	4	29	1.5	5	0.5	5	1	0	0				
於見市野瀬線	大町方面(市野瀬から)	3	9:36	23	0.8	4	18	0.9	5	0.5	3	0.6	2	0.4				
於見市野瀬線	大町方面(市野瀬から)	4	12:36	23	0.8	2	17	0.9	6	0.6	3	0.6	3	0.6				
於見市野瀬線	大町方面(市野瀬から)	5	15:36	9	0.3	1	4	0.2	5	0.5	2	0.4	3	0.6				
於見市野瀬線	大町方面(市野瀬から)	6	16:36	2	0.1	1	0	0	2	0.2	1	0.2	1	0.2				
於見市野瀬線	大町方面(市野瀬から)			155	5.2		128	6.4	27	2.7	16	3.2	11	2.2				
於見市野瀬線	市野瀬方面	1	12:28	32	1.1	4	21	1.1	11	1.1	9	1.8	2	0.4				
於見市野瀬線	市野瀬方面	2	15:36	25	0.8	4	17	0.9	8	0.8	3	0.6	5	1				
於見市野瀬線	市野瀬方面	3	16:28	25	0.8	3	16	0.8	9	0.9	5	1	4	0.8				
於見市野瀬線	市野瀬方面	4	18:28	41	1.4	3	39	2	2	0.2	1	0.2	1	0.2				
於見市野瀬線	市野瀬方面			123	4.1		93	4.7	30	3	18	3.6	12	2.4				
東西線	市立病院方面	1	9:05	227	7.6	13	175	8.8	52	5.2	21	4.2	31	6.2				
東西線	市立病院方面	2	10:05	208	6.9	12	158	7.9	50	5	21	4.2	29	5.8				
東西線	市立病院方面	3	11:05	96	3.2	7	77	3.9	19	1.9	6	1.2	13	2.6				
東西線	市立病院方面	4	12:05	104	3.5	8	79	4	25	2.5	13	2.6	12	2.4				
東西線	市立病院方面	5	13:05	136	4.5	10	96	4.8	40	4	16	3.2	24	4.8				
東西線	市立病院方面	6	14:05	63	2.1	5	39	2	24	2.4	15	3	9	1.8				
東西線	市立病院方面	7	15:05	57	1.9	6	41	2.1	16	1.6	10	2	6	1.2				
東西線	市立病院方面	8	16:05	46	1.5	6	31	1.6	15	1.5	11	2.2	4	0.8				
東西線	市立病院方面	9	17:05	79	2.6	8	55	2.8	24	2.4	14	2.8	10	2				
東西線	市立病院方面	10	18:05	87	2.9	7	75	3.8	12	1.2	10	2	2	0.4				
東西線	市立病院方面	11	19:05	11	0.4	3	11	0.6	0	0	0	0	0	0				
東西線	市立病院方面			1,114	37.1		837	41.9	277	27.7	137	27.4	140	28				
東西線	高津ミセン方面	1	9:30	120	4	9	86	4.3	34	3.4	17	3.4	17	3.4				
東西線	高津ミセン方面	2	10:30	127	4.2	10	86	4.3	41	4.1	23	4.6	18	3.6				
東西線	高津ミセン方面	3	11:30	124	4.1	9	91	4.6	33	3.3	14	2.8	19	3.8				
東西線	高津ミセン方面	4	12:30	142	4.7	15	119	6	23	2.3	8	1.6	15	3				
東西線	高津ミセン方面	5	13:30	105	3.5	7	75	3.8	30	3	15	3	15	3				
東西線	高津ミセン方面	6	14:30	136	4.5	15	94	4.7	42	4.2	31	6.2	11	2.2				
東西線	高津ミセン方面	7	15:30	131	4.4	10	100	5	31	3.1	24	4.8	7	1.4				
東西線	高津ミセン方面	8	16:30	98	3.3	6	75	3.8	23	2.3	7	1.4	16	3.2				
東西線	高津ミセン方面	9	17:30	145	4.8	10	108	5.4	37	3.7	27	5.4	10	2				
東西線	高津ミセン方面	10	18:30	62	2.1	7	54	2.7	8	0.8	8	1.6	0	0				
東西線	高津ミセン方面			1,190	39.7		888	44.4	302	30.2	174	34.8	128	25.6				
志賀南北線	市立病院方面	1	7:01	103	3.4	9	103	5.2	0	0	0	0	0	0				
志賀南北線	市立病院方面	2	7:35	344	11.5	19	270	13.5	74	7.4	36	7.2	38	7.6				
志賀南北線	市立病院方面	3	9:12	349	11.6	22	257	12.9	92	9.2	48	9.6	44	8.8				
志賀南北線	市立病院方面	4	10:16	441	14.7	26	305	15.3	136	13.6	94	18.8	42	8.4				
志賀南北線	市立病院方面	5	11:13	144	4.8	10	99	5	45	4.5	27	5.4	18	3.6				
志賀南北線	市立病院方面	6	12:16	230	7.7	12	168	8.4	62	6.2	26	5.2	36	7.2				

公 告

志賀南北線	市立病院方面	7	13:12	128	4.3	9	75	3.8	53	5.3	31	6.2	22	4.4
志賀南北線	市立病院方面	8	14:16	160	5.3	14	113	5.7	47	4.7	27	5.4	20	4
志賀南北線	市立病院方面	9	15:12	82	2.7	6	61	3.1	21	2.1	12	2.4	9	1.8
志賀南北線	市立病院方面	10	16:16	110	3.7	9	85	4.3	25	2.5	18	3.6	7	1.4
志賀南北線	市立病院方面	11	17:13	124	4.1	13	94	4.7	30	3	10	2	20	4
志賀南北線	市立病院方面	12	18:16	13	0.4	2	13	0.7	0	0	0	0	0	0
志賀南北線	市立病院方面			2,228	74.3		1,643	82.2	585	58.5	329	65.8	256	51.2
志賀南北線	志賀郷方面	1	8:34	56	1.9	6	56	2.8	0	0	0	0	0	0
志賀南北線	志賀郷方面	2	9:13	296	9.9	20	209	10.5	87	8.7	51	10.2	36	7.2
志賀南北線	志賀郷方面	3	10:34	85	2.8	6	58	2.9	27	2.7	17	3.4	10	2
志賀南北線	志賀郷方面	4	11:13	266	8.9	17	204	10.2	62	6.2	41	8.2	21	4.2
志賀南北線	志賀郷方面	5	12:34	153	5.1	9	111	5.6	42	4.2	25	5	17	3.4
志賀南北線	志賀郷方面	6	13:13	151	5	14	112	5.6	39	3.9	26	5.2	13	2.6
志賀南北線	志賀郷方面	7	14:34	107	3.6	8	68	3.4	39	3.9	26	5.2	13	2.6
志賀南北線	志賀郷方面	8	15:13	193	6.4	21	123	6.2	70	7	24	4.8	46	9.2
志賀南北線	志賀郷方面	9	16:34	207	6.9	14	158	7.9	49	4.9	24	4.8	25	5
志賀南北線	志賀郷方面	10	17:13	185	6.2	12	150	7.5	35	3.5	17	3.4	18	3.6
志賀南北線	志賀郷方面	11	18:13	113	3.8	8	84	4.2	29	2.9	19	3.8	10	2
志賀南北線	志賀郷方面	12	19:34	60	2	7	60	3	0	0	0	0	0	0
志賀南北線	志賀郷方面			1,872	62.4		1,393	69.7	479	47.9	270	54	209	41.8
西坂線	綾部駅方面	1	7:00	62	2.1	6	57	2.9	5	0.5	4	0.8	1	0.2
西坂線	綾部駅方面	2	10:20	176	5.9	10	131	6.6	45	4.5	27	5.4	18	3.6
西坂線	綾部駅方面	3	13:40	88	2.9	8	67	3.4	21	2.1	6	1.2	15	3
西坂線	綾部駅方面	4	15:40	34	1.1	5	20	1	14	1.4	4	0.8	10	2
西坂線	綾部駅方面			360	12		275	13.8	85	8.5	41	8.2	44	8.8
西坂線	九社神社方面	1	9:28	30	1	3	25	1.3	5	0.5	3	0.6	2	0.4
西坂線	九社神社方面	2	12:43	154	5.1	10	114	5.7	40	4	11	2.2	29	5.8
西坂線	九社神社方面	3	14:43	61	2	6	42	2.1	19	1.9	14	2.8	5	1
西坂線	九社神社方面	4	17:43	35	1.2	5	28	1.4	7	0.7	5	1	2	0.4
西坂線	九社神社方面			280	9.3		209	10.5	71	7.1	33	6.6	38	7.6
篠田桜が丘線	綾部駅方面	1	7:00	119	4	8	75	3.8	44	4.4	23	4.6	21	4.2
篠田桜が丘線	綾部駅方面	2	10:10	233	7.8	12	175	8.8	58	5.8	34	6.8	24	4.8
篠田桜が丘線	綾部駅方面	3	13:10	75	2.5	7	49	2.5	26	2.6	20	4	6	1.2
篠田桜が丘線	綾部駅方面	4	16:10	43	1.4	6	23	1.2	20	2	4	0.8	16	3.2
篠田桜が丘線	綾部駅方面			470	15.7		322	16.1	148	14.8	81	16.2	67	13.4
篠田桜が丘線	深山方面	1	9:18	60	2	5	50	2.5	10	1	7	1.4	3	0.6
篠田桜が丘線	深山方面	2	12:18	114	3.8	8	94	4.7	20	2	14	2.8	6	1.2
篠田桜が丘線	深山方面	3	15:18	153	5.1	12	102	5.1	51	5.1	30	6	21	4.2
篠田桜が丘線	深山方面	4	18:18	68	2.3	6	60	3	8	0.8	4	0.8	4	0.8
篠田桜が丘線	深山方面			395	13.2		306	15.3	89	8.9	55	11	34	6.8
黒谷線	市立病院方面	1	8:35	182	6.1	11	144	7.2	38	3.8	25	5	13	2.6
黒谷線	市立病院方面	2	10:35	182	6.1	10	122	6.1	60	6	36	7.2	24	4.8
黒谷線	市立病院方面	3	13:55	57	1.9	6	39	2	18	1.8	13	2.6	5	1
黒谷線	市立病院方面	4	16:55	68	2.3	5	47	2.4	21	2.1	10	2	11	2.2
黒谷線	市立病院方面			489	16.3		352	17.6	137	13.7	84	16.8	53	10.6
黒谷線	黒谷和紙会館方面	1	7:50	92	3.1	6	81	4.1	11	1.1	7	1.4	4	0.8
黒谷線	黒谷和紙会館方面	2	9:50	75	2.5	6	46	2.3	29	2.9	16	3.2	13	2.6
黒谷線	黒谷和紙会館方面	3	13:10	174	5.8	12	133	6.7	41	4.1	27	5.4	14	2.8
黒谷線	黒谷和紙会館方面	4	16:10	110	3.7	9	69	3.5	41	4.1	22	4.4	19	3.8
黒谷線	黒谷和紙会館方面			451	15		329	16.5	122	12.2	72	14.4	50	10
西八田線	市立病院方面	1	7:50	87	2.9	6	72	3.6	15	1.5	8	1.6	7	1.4
西八田線	市立病院方面	2	9:30	181	6	14	135	6.8	46	4.6	19	3.8	27	5.4
西八田線	市立病院方面	3	12:30	68	2.3	6	50	2.5	18	1.8	5	1	13	2.6
西八田線	市立病院方面	4	15:30	51	1.7	6	36	1.8	15	1.5	2	0.4	13	2.6
西八田線	市立病院方面			387	12.9		293	14.7	94	9.4	34	6.8	60	12
西八田線	総合運動公園方面	1	8:40	11	0.4	3	5	0.3	6	0.6	5	1	1	0.2
西八田線	総合運動公園方面	2	11:40	150	5	11	106	5.3	44	4.4	25	5	19	3.8
西八田線	総合運動公園方面	3	14:40	74	2.5	5	52	2.6	22	2.2	7	1.4	15	3
西八田線	総合運動公園方面	4	17:40	72	2.4	6	55	2.8	17	1.7	10	2	7	1.4
西八田線	総合運動公園方面			307	10.2		218	10.9	89	8.9	47	9.4	42	8.4
紫水ヶ丘公園線	市立病院方面	1	7:30	16	0.5	2	10	0.5	6	0.6	5	1	1	0.2
紫水ヶ丘公園線	市立病院方面	2	9:00	70	2.3	7	54	2.7	16	1.6	11	2.2	5	1
紫水ヶ丘公園線	市立病院方面	3	11:50	57	1.9	8	50	2.5	7	0.7	5	1	2	0.4
紫水ヶ丘公園線	市立病院方面	4	14:50	37	1.2	4	34	1.7	3	0.3	1	0.2	2	0.4
紫水ヶ丘公園線	市立病院方面	5	17:00	19	0.6	4	13	0.7	6	0.6	4	0.8	2	0.4
紫水ヶ丘公園線	市立病院方面			199	6.6		161	8.1	38	3.8	26	5.2	12	2.4
紫水ヶ丘公園線	紫水ヶ丘公園方面	1	8:35	8	0.3	2	6	0.3	2	0.2	0	0	2	0.4
紫水ヶ丘公園線	紫水ヶ丘公園方面	2	11:25	72	2.4	8	51	2.6	21	2.1	11	2.2	10	2
紫水ヶ丘公園線	紫水ヶ丘公園方面	3	14:25	51	1.7	6	42	2.1	9	0.9	8	1.6	1	0.2
紫水ヶ丘公園線	紫水ヶ丘公園方面	4	16:35	50	1.7	5	42	2.1	8	0.8	5	1	3	0.6
紫水ヶ丘公園線	紫水ヶ丘公園方面	5	18:00	30	1	3	21	1.1	9	0.9	4	0.8	5	1
紫水ヶ丘公園線	紫水ヶ丘公園方面			211	7		162	8.1	49	4.9	28	5.6	21	4.2
				16,651	555		12,530	626.5	4,121	412.1	2,280	456	1,841	368.2

令和2年6月 あやバス各時刻毎の平均乗車人員実績

路線名	行先等	便	時刻	全日 (30日)			平日 (22日)			土日祝 (8日)			土 (4日)			日 (4日)		
				計	1日平均	一日最大	計	1日平均	計	1日平均	計	1日平均	計	1日平均	計	1日平均	計	1日平均
上林線	市立病院方面	1	6:47	388	12.9	22	356	16.2	32	4	18	4.5	14	3.5				
上林線	市立病院方面	2	7:27	750	25	42	709	32.2	41	5.1	35	8.8	6	1.5				
上林線	市立病院方面	3	7:36	196	6.5	11	168	7.6	28	3.5	16	4	12	3				
上林線	市立病院方面	4	8:45	332	11.1	21	257	11.7	75	9.4	46	11.5	29	7.3				
上林線	市立病院方面	5	9:45	260	8.7	14	220	10	40	5	20	5	20	5				
上林線	市立病院方面	6	10:45	172	5.7	18	122	5.5	50	6.3	18	4.5	32	8				
上林線	市立病院方面	7	11:45	130	4.3	8	100	4.5	30	3.8	18	4.5	12	3				
上林線	市立病院方面	8	12:45	133	4.4	8	105	4.8	28	3.5	17	4.3	11	2.8				
上林線	市立病院方面	9	13:45	76	2.5	6	60	2.7	16	2	7	1.8	9	2.3				
上林線	市立病院方面	10	14:45	82	2.7	7	65	3	17	2.1	7	1.8	10	2.5				
上林線	市立病院方面	11	15:45	155	5.2	11	140	6.4	15	1.9	9	2.3	6	1.5				
上林線	市立病院方面	12	16:45	67	2.2	5	50	2.3	17	2.1	5	1.3	12	3				
上林線	市立病院方面	13	17:45	78	2.6	8	62	2.8	16	2	7	1.8	9	2.3				
上林線	市立病院方面			2,819	94		2,414	109.7	405	50.6	223	55.8	182	45.5				
上林線	上林方面	1	8:00	151	5	10	145	6.6	6	0.8	6	1.5	0	0				
上林線	上林方面	2	8:45	120	4	17	87	4	33	4.1	12	3	21	5.3				
上林線	上林方面	3	9:45	152	5.1	10	126	5.7	26	3.3	21	5.3	5	1.3				
上林線	上林方面	4	10:45	194	6.5	14	161	7.3	33	4.1	25	6.3	8	2				
上林線	上林方面	5	11:45	253	8.4	15	206	9.4	47	5.9	26	6.5	21	5.3				
上林線	上林方面	6	12:45	149	5	11	116	5.3	33	4.1	15	3.8	18	4.5				
上林線	上林方面	7	13:45	166	5.5	10	128	5.8	38	4.8	22	5.5	16	4				
上林線	上林方面	8	14:45	176	5.9	16	133	6	43	5.4	15	3.8	28	7				
上林線	上林方面	9	15:45	216	7.2	15	182	8.3	34	4.3	14	3.5	20	5				
上林線	上林方面	10	16:45	438	14.6	27	407	18.5	31	3.9	18	4.5	13	3.3				
上林線	上林方面	11	17:45	194	6.5	12	155	7	39	4.9	17	4.3	22	5.5				
上林線	上林方面	12	18:45	300	10	15	255	11.6	45	5.6	22	5.5	23	5.8				
上林線	上林方面			2,509	83.6		2,101	95.5	408	51	213	53.3	195	48.8				
於見市野瀬線	大町方面 (於見から)	1	9:05	32	1.1	4	29	1.3	3	0.4	2	0.5	1	0.3				
於見市野瀬線	大町方面 (於見から)	2	11:21	18	0.6	2	14	0.6	4	0.5	0	0	4	1				
於見市野瀬線	大町方面 (於見から)	3	13:21	16	0.5	3	13	0.6	3	0.4	1	0.3	2	0.5				
於見市野瀬線	大町方面 (於見から)	4	15:05	10	0.3	4	5	0.2	5	0.6	4	1	1	0.3				
於見市野瀬線	大町方面 (於見から)	5	17:21	5	0.2	1	3	0.1	2	0.3	1	0.3	1	0.3				
於見市野瀬線	大町方面 (於見から)			81	2.7		64	2.9	17	2.1	8	2	9	2.3				
於見市野瀬線	於身方面	1	10:28	44	1.5	3	36	1.6	8	1	5	1.3	3	0.8				
於見市野瀬線	於身方面	2	12:44	44	1.5	5	39	1.8	5	0.6	4	1	1	0.3				
於見市野瀬線	於身方面	3	14:28	26	0.9	4	24	1.1	2	0.3	0	0	2	0.5				
於見市野瀬線	於身方面	4	16:44	18	0.6	4	10	0.5	8	1	6	1.5	2	0.5				
於見市野瀬線	於身方面			132	4.4		109	5	23	2.9	15	3.8	8	2				
於見市野瀬線	大町方面 (市野瀬から)	1	6:50	30	1	3	29	1.3	1	0.1	0	0	1	0.3				
於見市野瀬線	大町方面 (市野瀬から)	2	7:30	29	1	4	28	1.3	1	0.1	0	0	1	0.3				
於見市野瀬線	大町方面 (市野瀬から)	3	9:36	30	1	3	27	1.2	3	0.4	3	0.8	0	0				
於見市野瀬線	大町方面 (市野瀬から)	4	12:36	32	1.1	3	22	1	10	1.3	5	1.3	5	1.3				
於見市野瀬線	大町方面 (市野瀬から)	5	15:36	2	0.1	1	2	0.1	0	0	0	0	0	0				
於見市野瀬線	大町方面 (市野瀬から)	6	16:36	2	0.1	1	1	0	1	0.1	0	0	1	0.3				
於見市野瀬線	大町方面 (市野瀬から)			125	4.2		109	5	16	2	8	2	8	2				
於見市野瀬線	市野瀬方面	1	12:28	25	0.8	3	24	1.1	1	0.1	1	0.3	0	0				
於見市野瀬線	市野瀬方面	2	15:36	15	0.5	2	9	0.4	6	0.8	5	1.3	1	0.3				
於見市野瀬線	市野瀬方面	3	16:28	5	0.2	1	3	0.1	2	0.3	0	0	2	0.5				
於見市野瀬線	市野瀬方面	4	18:28	39	1.3	3	36	1.6	3	0.4	2	0.5	1	0.3				
於見市野瀬線	市野瀬方面			84	2.8		72	3.3	12	1.5	8	2	4	1				
東西線	市立病院方面	1	9:05	198	6.6	10	165	7.5	33	4.1	24	6	9	2.3				
東西線	市立病院方面	2	10:05	198	6.6	11	148	6.7	50	6.3	29	7.3	21	5.3				
東西線	市立病院方面	3	11:05	102	3.4	8	73	3.3	29	3.6	14	3.5	15	3.8				
東西線	市立病院方面	4	12:05	81	2.7	10	64	2.9	17	2.1	5	1.3	12	3				
東西線	市立病院方面	5	13:05	87	2.9	5	69	3.1	18	2.3	8	2	10	2.5				
東西線	市立病院方面	6	14:05	41	1.4	6	25	1.1	16	2	6	1.5	10	2.5				
東西線	市立病院方面	7	15:05	46	1.5	4	38	1.7	8	1	3	0.8	5	1.3				
東西線	市立病院方面	8	16:05	35	1.2	3	20	0.9	15	1.9	8	2	7	1.8				
東西線	市立病院方面	9	17:05	66	2.2	6	63	2.9	3	0.4	1	0.3	2	0.5				
東西線	市立病院方面	10	18:05	54	1.8	5	40	1.8	14	1.8	11	2.8	3	0.8				
東西線	市立病院方面	11	19:05	11	0.4	3	11	0.5	0	0	0	0	0	0				
東西線	市立病院方面			919	30.6		716	32.5	203	25.4	109	27.3	94	23.5				
東西線	高津ミセン方面	1	9:30	134	4.5	11	104	4.7	30	3.8	18	4.5	12	3				
東西線	高津ミセン方面	2	10:30	147	4.9	9	122	5.5	25	3.1	18	4.5	7	1.8				
東西線	高津ミセン方面	3	11:30	122	4.1	10	84	3.8	38	4.8	26	6.5	12	3				
東西線	高津ミセン方面	4	12:30	139	4.6	9	120	5.5	19	2.4	9	2.3	10	2.5				
東西線	高津ミセン方面	5	13:30	70	2.3	6	61	2.8	9	1.1	5	1.3	4	1				
東西線	高津ミセン方面	6	14:30	133	4.4	12	110	5	23	2.9	12	3	11	2.8				
東西線	高津ミセン方面	7	15:30	68	2.3	5	54	2.5	14	1.8	8	2	6	1.5				
東西線	高津ミセン方面	8	16:30	70	2.3	7	58	2.6	12	1.5	8	2	4	1				
東西線	高津ミセン方面	9	17:30	101	3.4	7	91	4.1	10	1.3	6	1.5	4	1				
東西線	高津ミセン方面	10	18:30	45	1.5	4	41	1.9	4	0.5	3	0.8	1	0.3				
東西線	高津ミセン方面			1,029	34.3		845	38.4	184	23	113	28.3	71	17.8				
志賀南北線	市立病院方面	1	7:01	141	4.7	11	141	6.4	0	0	0	0	0	0				
志賀南北線	市立病院方面	2	7:35	345	11.5	18	287	13	58	7.3	42	10.5	16	4				
志賀南北線	市立病院方面	3	9:12	290	9.7	16	229	10.4	61	7.6	40	10	21	5.3				
志賀南北線	市立病院方面	4	10:16	372	12.4	19	317	14.4	55	6.9	34	8.5	21	5.3				
志賀南北線	市立病院方面	5	11:13	133	4.4	9	101	4.6	32	4	13	3.3	19	4.8				
志賀南北線	市立病院方面	6	12:16	244	8.1	16	192	8.7	52	6.5	35	8.8	17	4.3				

公 告

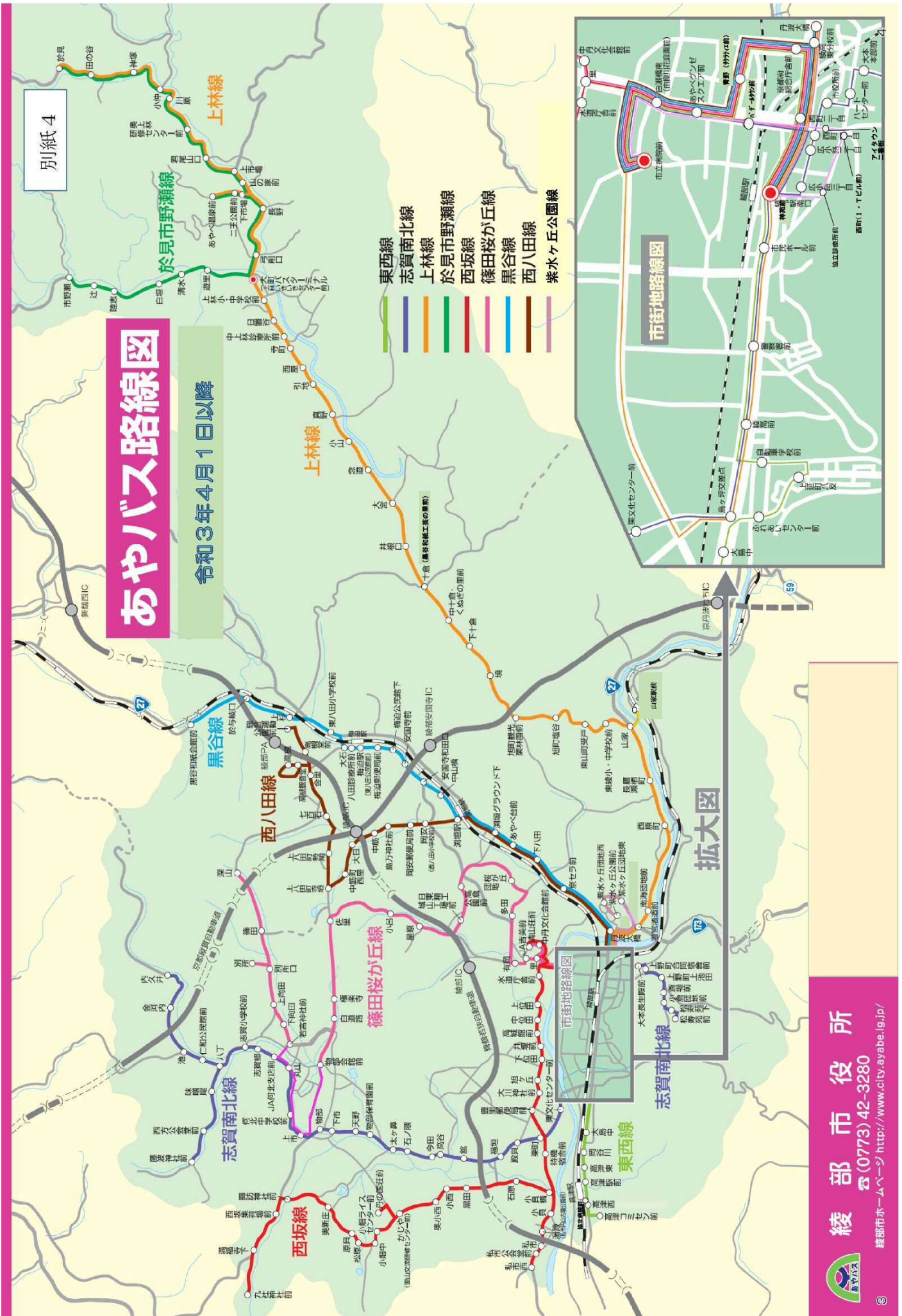
志賀南北線	市立病院方面	7	13:12	107	3.6	8	72	3.3	35	4.4	22	5.5	13	3.3
志賀南北線	市立病院方面	8	14:16	124	4.1	8	95	4.3	29	3.6	13	3.3	16	4
志賀南北線	市立病院方面	9	15:12	71	2.4	6	55	2.5	16	2	11	2.8	5	1.3
志賀南北線	市立病院方面	10	16:16	121	4	8	105	4.8	16	2	5	1.3	11	2.8
志賀南北線	市立病院方面	11	17:13	83	2.8	8	74	3.4	9	1.1	5	1.3	4	1
志賀南北線	市立病院方面	12	18:16	8	0.3	2	8	0.4	0	0	0	0	0	0
志賀南北線	市立病院方面			2,039	68		1,676	76.2	363	45.4	220	55	143	35.8
志賀南北線	志賀郷方面	1	8:34	49	1.6	4	49	2.2	0	0	0	0	0	0
志賀南北線	志賀郷方面	2	9:13	274	9.1	17	220	10	54	6.8	31	7.8	23	5.8
志賀南北線	志賀郷方面	3	10:34	73	2.4	6	55	2.5	18	2.3	14	3.5	4	1
志賀南北線	志賀郷方面	4	11:13	374	12.5	21	301	13.7	73	9.1	55	13.8	18	4.5
志賀南北線	志賀郷方面	5	12:34	129	4.3	10	111	5	18	2.3	16	4	2	0.5
志賀南北線	志賀郷方面	6	13:13	191	6.4	11	154	7	37	4.6	20	5	17	4.3
志賀南北線	志賀郷方面	7	14:34	89	3	8	51	2.3	38	4.8	26	6.5	12	3
志賀南北線	志賀郷方面	8	15:13	178	5.9	15	149	6.8	29	3.6	17	4.3	12	3
志賀南北線	志賀郷方面	9	16:34	251	8.4	16	220	10	31	3.9	19	4.8	12	3
志賀南北線	志賀郷方面	10	17:13	137	4.6	10	120	5.5	17	2.1	10	2.5	7	1.8
志賀南北線	志賀郷方面	11	18:13	100	3.3	8	82	3.7	18	2.3	10	2.5	8	2
志賀南北線	志賀郷方面	12	19:34	31	1	3	31	1.4	0	0	0	0	0	0
志賀南北線	志賀郷方面			1,876	62.5		1,543	70.1	333	41.6	218	54.5	115	28.8
西坂線	綾部駅方面	1	7:00	51	1.7	4	47	2.1	4	0.5	3	0.8	1	0.3
西坂線	綾部駅方面	2	10:20	154	5.1	11	120	5.5	34	4.3	19	4.8	15	3.8
西坂線	綾部駅方面	3	13:40	75	2.5	6	53	2.4	22	2.8	13	3.3	9	2.3
西坂線	綾部駅方面	4	15:40	23	0.8	3	16	0.7	7	0.9	2	0.5	5	1.3
西坂線	綾部駅方面			303	10.1		236	10.7	67	8.4	37	9.3	30	7.5
西坂線	九社神社方面	1	9:28	19	0.6	3	17	0.8	2	0.3	2	0.5	0	0
西坂線	九社神社方面	2	12:43	114	3.8	8	91	4.1	23	2.9	13	3.3	10	2.5
西坂線	九社神社方面	3	14:43	40	1.3	6	31	1.4	9	1.1	8	2	1	0.3
西坂線	九社神社方面	4	17:43	36	1.2	4	32	1.5	4	0.5	2	0.5	2	0.5
西坂線	九社神社方面			209	7		171	7.8	38	4.8	25	6.3	13	3.3
篠田桜が丘線	綾部駅方面	1	7:00	136	4.5	9	106	4.8	30	3.8	18	4.5	12	3
篠田桜が丘線	綾部駅方面	2	10:10	177	5.9	16	147	6.7	30	3.8	20	5	10	2.5
篠田桜が丘線	綾部駅方面	3	13:10	51	1.7	6	50	2.3	1	0.1	1	0.3	0	0
篠田桜が丘線	綾部駅方面	4	16:10	10	0.3	3	8	0.4	2	0.3	1	0.3	1	0.3
篠田桜が丘線	綾部駅方面			374	12.5		311	14.1	63	7.9	40	10	23	5.8
篠田桜が丘線	深山方面	1	9:18	31	1	3	30	1.4	1	0.1	1	0.3	0	0
篠田桜が丘線	深山方面	2	12:18	119	4	8	101	4.6	18	2.3	15	3.8	3	0.8
篠田桜が丘線	深山方面	3	15:18	93	3.1	7	79	3.6	14	1.8	6	1.5	8	2
篠田桜が丘線	深山方面	4	18:18	60	2	5	52	2.4	8	1	2	0.5	6	1.5
篠田桜が丘線	深山方面			303	10.1		262	11.9	41	5.1	24	6	17	4.3
黒谷線	市立病院方面	1	8:35	144	4.8	10	120	5.5	24	3	15	3.8	9	2.3
黒谷線	市立病院方面	2	10:35	170	5.7	12	136	6.2	34	4.3	21	5.3	13	3.3
黒谷線	市立病院方面	3	13:55	42	1.4	5	35	1.6	7	0.9	3	0.8	4	1
黒谷線	市立病院方面	4	16:55	41	1.4	3	38	1.7	3	0.4	1	0.3	2	0.5
黒谷線	市立病院方面			397	13.2		329	15	68	8.5	40	10	28	7
黒谷線	黒谷和紙会館方面	1	7:50	51	1.7	4	49	2.2	2	0.3	1	0.3	1	0.3
黒谷線	黒谷和紙会館方面	2	9:50	60	2	10	45	2	15	1.9	13	3.3	2	0.5
黒谷線	黒谷和紙会館方面	3	13:10	187	6.2	11	158	7.2	29	3.6	19	4.8	10	2.5
黒谷線	黒谷和紙会館方面	4	16:10	72	2.4	8	62	2.8	10	1.3	7	1.8	3	0.8
黒谷線	黒谷和紙会館方面			370	12.3		314	14.3	56	7	40	10	16	4
西八田線	市立病院方面	1	7:50	137	4.6	9	129	5.9	8	1	5	1.3	3	0.8
西八田線	市立病院方面	2	9:30	160	5.3	10	137	6.2	23	2.9	11	2.8	12	3
西八田線	市立病院方面	3	12:30	50	1.7	3	38	1.7	12	1.5	7	1.8	5	1.3
西八田線	市立病院方面	4	15:30	36	1.2	4	30	1.4	6	0.8	2	0.5	4	1
西八田線	市立病院方面			383	12.8		334	15.2	49	6.1	25	6.3	24	6
西八田線	総合運動公園方面	1	8:40	11	0.4	3	5	0.2	6	0.8	2	0.5	4	1
西八田線	総合運動公園方面	2	11:40	130	4.3	10	108	4.9	22	2.8	13	3.3	9	2.3
西八田線	総合運動公園方面	3	14:40	71	2.4	6	55	2.5	16	2	12	3	4	1
西八田線	総合運動公園方面	4	17:40	62	2.1	4	42	1.9	20	2.5	10	2.5	10	2.5
西八田線	総合運動公園方面			274	9.1		210	9.5	64	8	37	9.3	27	6.8
紫水ヶ丘公園線	市立病院方面	1	7:30	11	0.4	1	11	0.5	0	0	0	0	0	0
紫水ヶ丘公園線	市立病院方面	2	9:00	40	1.3	4	34	1.5	6	0.8	4	1	2	0.5
紫水ヶ丘公園線	市立病院方面	3	11:50	55	1.8	6	42	1.9	13	1.6	10	2.5	3	0.8
紫水ヶ丘公園線	市立病院方面	4	14:50	19	0.6	3	19	0.9	0	0	0	0	0	0
紫水ヶ丘公園線	市立病院方面	5	17:00	8	0.3	2	5	0.2	3	0.4	2	0.5	1	0.3
紫水ヶ丘公園線	市立病院方面			133	4.4		111	5	22	2.8	16	4	6	1.5
紫水ヶ丘公園線	紫水ヶ丘公園方面	1	8:35	6	0.2	1	5	0.2	1	0.1	1	0.3	0	0
紫水ヶ丘公園線	紫水ヶ丘公園方面	2	11:25	62	2.1	5	52	2.4	10	1.3	5	1.3	5	1.3
紫水ヶ丘公園線	紫水ヶ丘公園方面	3	14:25	48	1.6	5	39	1.8	9	1.1	8	2	1	0.3
紫水ヶ丘公園線	紫水ヶ丘公園方面	4	16:35	24	0.8	3	24	1.1	0	0	0	0	0	0
紫水ヶ丘公園線	紫水ヶ丘公園方面	5	18:00	15	0.5	2	13	0.6	2	0.3	2	0.5	0	0
紫水ヶ丘公園線	紫水ヶ丘公園方面			155	5.2		133	6	22	2.8	16	4	6	1.5
				14,514	483.8		12,060	548.2	2,454	306.8	1,435	358.8	1,019	254.8

令和元年度 乗車人員実績

別紙 3

(人)

路線 月	【上林線】			【於見市野瀬線】					【東西線】			【志賀南北線】			【西坂線】			【篠田坂が丘線】			【黒谷線】			【西八田線】			【紫水ヶ丘公園線】			合計	
	市立病院 方面	上林方 小計	小計	大町方 方面	於見方 方面	小計	市立病院 方面	高津口 ミセン 方面	小計	松素苑 方面	志賀郷 方面	小計	JR線 部駅方 方面	九社神 社方 方面	小計	JR線部 深山方 方面	市立病院 方面	黒谷方 方面	小計	市立病院 方面	総合運 動公園 方面	小計	緑部駅 南口方 方面	紫水ヶ 丘公園 方面	小計						
4月	3,189	2,832	6,021	160	123	283	149	175	324	1,117	1,083	2,200	2,311	1,879	4,190	433	387	820	477	439	916	512	469	981	406	294	700	190	289	479	16,914
5月	3,161	2,899	6,060	177	151	328	168	181	349	1,167	1,194	2,361	2,210	1,785	3,995	383	323	706	495	460	955	494	506	1,000	368	285	653	148	204	352	16,759
6月	3,223	2,940	6,163	155	123	278	113	144	257	1,114	1,190	2,304	2,228	1,872	4,100	360	280	640	470	395	865	489	451	940	387	307	694	199	211	410	16,651
7月	3,274	2,895	6,169	177	132	309	122	143	265	1,332	1,284	2,616	2,333	1,963	4,296	385	360	745	511	477	988	503	515	1,018	426	316	742	209	212	421	17,569
8月	2,904	2,581	5,485	149	128	277	145	178	323	1,009	1,059	2,068	2,138	1,798	3,936	373	277	650	471	417	888	523	476	999	364	304	668	245	241	486	15,780
9月	3,265	2,861	6,126	171	130	301	152	175	327	1,245	1,252	2,497	2,295	1,986	4,281	374	292	666	446	416	862	504	501	1,005	414	301	715	216	241	457	17,237
10月	3,356	3,006	6,362	173	139	312	170	206	376	1,220	1,261	2,481	2,486	2,096	4,582	388	340	728	455	448	903	488	515	983	425	339	764	197	242	439	17,930
11月	3,275	2,701	5,976	147	120	267	148	185	333	1,151	1,228	2,379	2,466	1,997	4,463	393	363	756	472	409	881	491	503	994	440	295	735	183	211	394	17,178
12月	3,160	2,760	5,920	155	133	288	137	167	304	1,251	1,253	2,504	2,494	2,094	4,588	404	333	737	474	467	941	494	519	1,013	445	337	782	215	259	474	17,551
1月	3,032	2,602	5,634	167	119	286	77	118	195	1,077	1,074	2,151	2,274	1,865	4,139	357	277	634	484	390	874	404	434	838	415	314	729	214	234	448	15,928
2月	2,782	2,315	5,097	135	100	235	85	117	202	1,034	1,078	2,112	2,220	1,931	4,151	321	290	611	465	420	885	391	389	780	382	297	679	169	218	387	15,139
3月	2,232	1,991	4,223	122	102	224	81	124	205	930	959	1,889	1,884	1,491	3,375	286	228	514	347	367	714	408	414	822	292	226	518	138	154	292	12,776
令和元年度計	36,853	32,383	69,236	1,888	1,500	3,388	1,547	1,913	3,460	13,647	13,915	27,562	27,339	22,757	50,096	4,457	3,750	8,207	5,567	5,105	10,672	5,681	5,692	11,373	4,764	3,615	8,379	2,323	2,716	5,039	197,412



綾部市役所

☎(0773)42-3280

綾部市ホームページ <http://www.city.ayabe.lg.jp/>



運賃規程（令和3年4月1日から）

別紙5

1 運賃の種類

- ・普通片道運賃（大人）…一律運賃制（市街地コミュニティバス200円）
区間制運賃（100円～500円）
 - ・こども片道運賃 …100円
- ※別紙運賃表のとおり
※こどもとは小学生以下
※ただし、大人1人につき未就学児3人まで無料

2 運賃の減免

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその介護のために介護人（1人のみ）が乗車するとき減免する。ただし、手帳の提示を要する。

- ・大人…普通片道運賃×0.5
- ・こども…こども片道運賃×0.5

3 回数乗車券

- ・回数乗車券 … 11枚綴り（10枚分運賃）
1,000円～4,000円
- ・障害者の割引… 回数乗車券×0.5

4 定期券

定期券の種類及び取扱いには次に掲げるとおりとし、乗車目的の限定は設けない。
健康長寿定期65は全路線を乗り継ぎや乗り降りを自由とし、区間定期は券面に表示された通用区間内の乗り継ぎや乗り降りを自由とする。

《健康長寿定期65》

- ・1ヶ月：3,000円
- ※対象者：65歳以上

《区間定期》

- ・1ヶ月：普通片道運賃に40を乗じた額から30%を減じた額
 - ・3ヶ月：1ヶ月の通勤定期運賃に3を乗じた額から5%を減じた額
- ※対象者：制限無し
※1,000円未満切り捨て

《区間定期（学割）》

- ・1ヶ月：普通片道運賃に40を乗じた額から50%を減じた額
500円区間は、上記算出式から、更に20%を減じた額
- ※対象者：学校教育法（昭和22年法律第26号）に定めがある各種学校の内、幼稚園及び小学校を除く学校の学生・生徒

【参考】

片道運賃	区間定期		
	区間定期		区間定期（学割）
	1ヶ月	3ヶ月	1ヶ月
100	2,000	5,000	2,000
200	5,000	14,000	4,000
300	8,000	22,000	6,000
400	11,000	31,000	8,000
500	14,000	39,000	

《障害者の割引定期》

- ・一般 区間定期運賃×0.7
- ・学生・生徒 区間定期（学割）運賃×0.7
- ※100円未満については切り捨て
- ※健康長寿定期65の障害者の割引定期は設定しない

《再発行》

- ・定期券の再発行に係る手数料は無料とする

《購入可能日》

- ・定期券の通用期間開始日の14日前から購入可能とする

《区間内の途中乗降について》

- ・指定した通用区間内における途中乗降は制限しない

《購入可能区間》

- ・購入可能区間に制限は設けない

《区間外への乗り越し》

- ・券面表示区間外への乗り越しについては、その不足額を加算する

5 1日乗車券

- ・同一料金区間内は、往復料金で乗り継ぎや乗り降りを自由とする。ただし、区間を越える場合はその不足額を加算する

6 乗車券類の払戻し

乗車券類の払戻しについては、次に規定する運賃又は料金を払戻すこととする。ただし、綾部市運転免許証返納者あやべ市民バス回数券等交付要綱に基づき交付された回数券及び健康長寿定期券については払い戻しを行わない。

- ・未使用の回数乗車券については、当該回数乗車券の購入額から、既使用券枚数を普通運賃に換算した額を控除した残額
- ・定期券については、通用期間前のものについてはその運賃額、通用期間内のものについては、通用期間の始めの日から払戻しの請求があった日までを使用済み期間とし、これを1日2回乗車の割合で普通旅客運賃に換算し、その金額を定期券購入額から控除した残額

7 乗車券類の払戻し

乗車券類の払戻しに際しては、次の手数料を申し受ける。

- ・1日乗車券 100円
- ・回数乗車券 200円
- ・定期券 500円

8 割増運賃等

割増運賃等については下記のとおりとする。

- ・定期券をその通用期間満了後に使用したときは、券面表示の区間を通用期間満了の日の翌日からその事実を発見した日まで毎日2回ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃及び同額の割増運賃額を申し受ける

9 その他

この運賃規定に定めのない事項については、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年告示第49号）の例による。

上林線運賃表

※  内の区間内利用は200円です。

※こども(小学生以下)は1回100円です。

また、大人1につき未就学のこども3人まで無料です。

※障害者手帳を提示された場合は、運賃は半額です。

200円区間			
市立病院前 鳥ヶ坪交差点 綾高前 警察署前 市民ホール前 綾部駅南口 西町二丁目 綾高東分校前 丹波大橋 若宮酒造前 南海団地前 西原町 鷹栖町長瀬 山家 山家駅前 東綾小・中学校前 東山町受戸 旭町塩谷 旭町観光栗林園前			
200円区間		300円区間	
境 下十倉 中十倉・くぬぎの里前 十倉(黒谷和紙工芸の里前) 井根口 大宮			
200円区間		300円区間	
念道 小山 真野 引地 西屋 寺町 中上林診療所前 日置谷 上林小・中学校前 ●大町バスターミナル (上林いきいきセンター前)		400円区間	
100円区間	300円区間	400円区間	500円区間
▲大町バスターミナル (上林いきいきセンター前) 弓削口 長野 あやべ温泉前 二王公園前 下市場 山の家前 上市場 君尾山口 奥上林研修センター前 川原 小仲 神塚 田の谷 於見			

※ 大町バスターミナルからの運賃は於見方面へは▲印、市立病院前方面へは●印で計算します。

於見市野瀬線

※  内の区間内利用は100円です。

※こども(小学生以下)は1回100円です。

また、大人1につき未就学のこども3人まで無料です。

※障害者手帳を提示された場合は、運賃は半額です。

100円区間	
大町バスターミナル (上林いきいきセンター前)	大町バスターミナル (上林いきいきセンター前)
弓削口	遊里
長野	清水
あやべ温泉前	白垣
二王公園前	睦志
下市場	辻
山の家前	市野瀬
上市場	
君尾山口	
奥上林研修センター前	
川原	
小仲	
神塚	
田の谷	
於見	

西 坂 線 運 賃 表

※ 内の区間内利用は200円です。

※こども(小学生以下)は1回100円です。

また、大人1につき未就学のこども3人まで無料です。

※障害者手帳を提示された場合は、運賃は半額です。

※ 内の区間内利用は200円です。 ※こども(小学生以下)は1回100円です。 また、大人1につき未就学のこども3人まで無料です。 ※障害者手帳を提示された場合は、運賃は半額です。		200円区間 綾部駅南口 西町二丁目 京都府総合庁舎前 青野(サクラティエ前) あやべグンゼスクエア前 白瀬橋南(由良川花庭園前) 市立病院前 里 中丹文化会館前 清山荘前 水道庁舎前 上位田 中位田 高城館前 井堰前 下位田 旭ヶ丘 大川神社前 豊里郵便局前
	200円区間 待機宿舎前 小貝 湯殿(私市円山古墳公園前) 私市 私市公会堂前 私市西 小貝橋 石原 黒田 小西 奥小西 かじや(里山交流研修センター前) 丹の国荘前 小畑ライスセンター前 小畑中 松原 原貝	300円区間
200円区間 奥新庄 諏訪神社前 西坂集荷場前 満福寺下 九社神社前	300円区間	400円区間

篠田桜が丘線運賃表

※ 内の区間内利用は200円です。
 ※こども(小学生以下)は1回100円です。
 また、大人1につき未就学のこども3人まで無料です。
 ※障害者手帳を提示された場合は、運賃は半額です。

200円区間 綾部駅南口 西町二丁目 京都府総合庁舎前 青野(サクラティエ前) あやベグンゼスクエア前 白瀬橋南(由良川花庭園前) 市立病院前 里 中丹文化会館前 清山荘前 JA吉美前 有岡 多田 桜が丘団地 高倉公園前 日東精工城山工場前	
200円区間 星原 小呂 佐里 極楽寺 白道路 物部会館前 上市 何北中学校前	300円区間
200円区間 丸山 若宮神社前 下向田 上向田 別所口 別所 篠田 深山	300円区間 400円区間

黒谷線 運賃表

- ※ 内の区間内利用は200円です。
 ※こども(小学生以下)は1回100円です。
 また、大人1につき未就学のこども3人まで無料です。
 ※障害者手帳を提示された場合は、運賃は半額です。

200円区間	200円区間	200円区間 市立病院前 白瀬橋南(由良川花庭園前) あやべグンゼスクエア前 青野(サクラティエ前) 京都府総合庁舎前 西町二丁目 綾部駅南口 西町二丁目 綾高東分校前 丹波大橋 京セラ前 下八田
	200円区間 あやべ台前 湊垣グラウンド下 湊垣駅 中山橋 安国寺町和田口 安国寺前 梅迫公民館下 梅迫郵便局前 梅迫駅(東八田公民館前) 八田診療所前 大石 東八田小学校前 上杉	300円区間
200円区間 於与岐口 黒谷和紙会館前	300円区間	400円区間

西八田 線 運 賃 表

- ※ 内の区間内利用は200円です。
 ※**こども(小学生以下)**は1回100円です。
 また、大人1につき未就学のこども3人まで無料です。
 ※障害者手帳を提示された場合は、運賃は半額です。

200円区間

市立病院前
 白瀬橋南(由良川花庭園前)
 あやべグンゼスクエア前
 青野(サクラティエ前)
 京都府総合庁舎前
 西町二丁目
 綾部駅南口
 西町二丁目
 綾高東分校前
 丹波大橋
 京セラ前
 下八田

200円区間

あやべ台前
 湊垣グラウンド下
 湊垣駅
 岡安(西八田小学校前)
 岡安郵便局前
 島万神社前
 中筋
 大日
 中筋町西屋
 上八田町寺垣
 上八田町勢期
 七百石
 金里
 高槻
 高槻観音堂
 高槻堂前
 総合運動公園前

300円区間

紫水ヶ丘公園線運賃表

- ※ 内の区間内利用は200円です。
 ※**こども(小学生以下)**は1回100円です。
 また、大人1につき未就学のこども3人まで無料です。
 ※障害者手帳を提示された場合は、運賃は半額です。

200円区間
市立病院前 白瀬橋南(由良川花庭園前) あやベグンゼスクエア前 バザールタウン前 アイタウン二番街 西町(I・Tビル前) 協立診療所前 綾部駅南口 西町二丁目 綾高東分校前 丹波大橋 若宮酒造前 紫水ヶ丘団地東 紫水ヶ丘団地西 紫水ヶ丘公園前

東西線運賃表

- ※ 内の区間内利用は200円です。
 ※こども(小学生以下)は1回100円です。
 また、大人1につき未就学のこども3人まで無料です。
 ※障害者手帳を提示された場合は、運賃は半額です。

200円区間
高津コミセン前 協立病院前 高津西 高津駅前 高津東 岡谷川 大島中 ふれあいセンター前 上延町八反 自動車学校前 綾高前 警察署前 市民ホール前 綾部駅南口 西町二丁目 京都府総合庁舎前 青野(サクラティエ前) あやべグンゼスクエア前 白瀬橋南(由良川花庭園前) 市立病院前

志賀南北線運賃表

※ 内の区間内利用は200円です。

※こども(小学生以下)は1回100円です。

また、大人1につき未就学のこども3人まで無料です。

※障害者手帳を提示された場合は、運賃は半額です。

		200円区間	
		市立病院前 白瀬橋南 (由良川花庭園前) あやバグンゼスクエア前 青野(サクラティエ前) 京都府総合庁舎前 西町二丁目 綾部駅南口 市民ホール前 警察署前 綾高前 鳥ヶ坪交差点 栗文化センター前 栗町 殿貝	バザールタウン前 広小路三丁目 広小路二丁目 西町一丁目 市役所前 ハートセンター前 大本神苑前 大本長生殿前 上野町合同宿舍前 上野町上池田 斎場前 小倉団地前 松寿苑下 松寿苑前
		200円区間	300円区間
		福垣 館 高谷 今田 石ノ隈 太ヶ鼻 物部保育園前 天野 下市 物部 上市 何北中学校前	
200円区間	300円区間	400円区間	
丸山 JA何北支店前 志賀郷 志賀小学校前 八丁 仁和公民館前 池 金河内 内久井	味噌尾 西方公会堂前 藤波神社前		

あやべ市民バス運行業務に係る企画提案仕様書

1. 業務名

あやべ市民バス運行業務（以下「本業務」という。）

2. 業務目的

本業務は、鉄道駅や公共機関へのアクセスなど、広く綾部市民の交通利便性の向上を図るため、綾部市（以下「本市」という。）と運行協定を締結し、路線バスの運行を行うものとする。

3. 運行期間

運行期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日とする。

なお、本業務は運行開始前より関係機関への許認可手続等、準備作業を実施しなければならない。

4. 業務内容

(1) 運行計画

運行計画は、別紙1「運行計画」を基本とするが、利便性向上や運行効率を考慮のうえ提案するものとする。

(2) 運行方法

道路運送法第4条に基づく、一般旅客自動車運送事業による路線定期運行とする。

(3) 運行車両

運行に使用する車両は、車種は問わないが、各路線の乗車人員実績（別紙2及び3）を参考に必要な車両、台数を事業者が準備するものとする。

なお、運行車両については、車体を統一色とし、次の機能・設備を整備すること。

① 行き先の表示

車両前面（必須）および側面・背面（提案による）への行き先の表示を行うこと。表示方法については、電子式等を問わないが、綾部市が定めるバス路線番号を必ず表示すること。

経由地を表示する路線にあっては、経由地を通過後は経由地を表示しないよう変更すること。

② 車内アナウンス

行き先や停留所名のアナウンスが行える設備を有すること。ただ

し、乗務員がアナウンスする場合は、乗客に声が届く設備であればよい。

③ 運賃箱

乗客が運賃を支払うための設備を有すること。

④ 降車設備

降車ボタン等、乗客が乗務員に降車する意思を伝えることが可能な設備を有すること。

⑤ 車体掲示

あやべ市民バスの運行車両である掲示を車体外部に表示すること。
マグネット板等でも対応可能とする。

⑥ バリアフリー設備

バリアフリーに関する諸規定に反しない車両であること。

ただし、運行地域の道路事情等により適応除外の車両を導入する場合にあっては、事前に本市と協議を行うものとする。

(4) 運行路線

別紙4のとおりとする。

(5) 利用料金（運賃）

別紙5「運賃規程」のとおりとする。

(6) 停留所

停留所の標識については、本市が準備し貸与する。

なお、事業者において待合所（大町バスターミナル）の施錠の開閉を行うこととする。

また、回転場（於見、内久井、藤波神社）及び停留所は受託事業者で適正な管理を行うものとする。

6. 運行経費

運行経費は、次の費用を基本として積算すること。

- (1) 人件費（運転者、運行管理者等業務に係るすべての人件費）
- (2) 車両管理費、修繕費、点検費
- (3) 減価償却費（車両、建物等）
- (4) 租税公課
- (5) 保険料（自動車損害賠償責任保険料等）
- (6) 管理費（建物等）
- (7) その他業務に必要な費用

7. 運行経費の負担

本業務に要する経費は、本市が負担する。ただし、本業務に係るバス車両の燃料費は、別途、実績により本市が負担する。

また、運賃収入については、運行業者が全額市に納入するものとする。

8. その他

(1) 運行

運行に当たっては、道路運送法等の関係法規及び通知等を遵守し、誠実に取り組むこととする。

また、安全管理を徹底するとともに、事故等を未然に防ぐよう努力すること。

(2) 乗車券等の販売

本市が指定する回数乗車券・1日乗車券を運行車両内等で販売すること。

また、毎月の販売枚数及び販売金額を、本市が指定する期日までに報告すること。

(3) 利用状況等の報告

運行事業者は、利用者数及び運賃収入の調査及び集計を毎日実施し、週毎に整理した後、翌週の第3開庁日までに、本市に書面又は電子データをもって報告することとし、報告の元となる書類については5年間整備保管すること。

(4) 利用者数の調査

次に掲げるバス停について乗降者数の調査を全運行日において実施し、市に報告すること。

- ・上林線の山家駅前バス停
- ・西坂線の丹の国荘前バス停
- ・篠田桜が丘線の別所バス停
- ・西八田線の高槻バス停、高槻観音堂バス停、高槻堂前バス停

(5) その他

- ① 業務の実施に関する苦情については、全て運行事業者が誠意をもって対応すること。
- ② 業務が円滑に行えるよう万全の体制を整え、従事する者に対して必要な指導や教育を実施すること。
- ③ 必要に応じて、本市が指示した補助金等の申請を行うこと。
- ④ 運行開始日までに一般旅客事業者運送事業（乗合）の許可を受けていること。また、運行開始に必要な手続き等は遅滞なく確実にこなうこと。なお、手続き等に係る費用は運行事業者が負担すること。

- ⑤ 万が一、事故等が発生した場合は、直ちに適切な対応をおこなうとともに、本市へ報告すること。

提出書類一覧

提出書類名		提出部数	内容・記載を要する事項等	備考
1	参加申込書	8 部		様式 1
2	企画提案書	8 部	あやべ市民バス運行業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領を参照すること。 表紙を除いて A 4、10 ページ以内とする。	様式 2 (表紙)
3	営業経歴書	8 部	①企画提案書提出者 ②主たる事務所 ③営業年数 令和 3 年 4 月 1 日現在で、営業を開始した年月からの営業年数等を記入すること。 ④従業員数 職員数を職種別に記載すること。 (非常勤職員も含む。)	様式 3
4	参考見積書	8 部	1 部は、押印したものを提出すること。 残り 9 部は、写し可とする。	任意 様式
5	消費税及び地方消費税納税証明書	1 部	納税証明書(その 3 の 3「法人税」及び「消費税及地方消費税」については未納額のない証明用)の原本を提出すること。(写し不可)	
6	綾部市税完納証明書	1 部	市内に本社、本店を有する者のみ提出すること。(写し不可)	
7	京都府税納税証明書	1 部	京都府内に営業所がある者のみ提出すること。(写し不可)	
8	法人税又は所得税の納税証明書	1 部	7 の納税証明書を提出できない者のみ提出すること。(6 の書類を提出する者は提出不要) (写し不可)	
9	履歴事項全部証明書	1 部		

様式 1

参加申込書

あやべ市民バス運行業務に係る公募型プロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて企画提案の参加申込を行います。

令和 2 年 月 日

(提出者)

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 職 氏 名

㊞

(企画提案の担当者及び連絡先)

担当部署

職 ・ 氏 名

T E L

F A X

メ ー ル

受 付	令和 2 年 月 日 時 分
--------	------------------------------------

様式 2

企 画 提 案 書

業 務 名 あやべ市民バス運行業務

履 行 期 間 令和3年4月1日から令和6年3月31日

標記業務について、企画提案書を提出します。

綾部市長 山崎 善也 様

令和2年 月 日

(提案者)

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

様式 3

営 業 経 歴 書

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

企画提案書 提出者	商 号 (名 称)	代表者の職・氏名
	住所又は所在地	電話() 局 番
主たる事務所 (申請者と同じの場合) 記 入 不 要	商 号 (名 称)	代表者の職・氏名
	住所又は所在地	電話() 局 番

営 業 年 数	営 業 開 始 年 月	営 業 年 数	車 両 台 数	登 録 営 業 車 両 台 数
	年 月	年 月		台
従業員数	全従業員数	うち 乗務員 の人数	うち 事務職 の人数	うち その他 () の人数
	人	人	人	人

様式 4

質 問 書

令和2年 月 日

(提出先)
綾部市市民環境部市民協働課

商号又は名称
所 属 部 署
担当者：職・氏名
電 話 番 号
F A X 番 号
メール（回答先）

あやべ市民バス運行業務に係る公募型プロポーザルに関して質問がありますので提出します。

質 問 項 目 (区 分)	質 問 内 容

※記入欄が不足する場合、複写又は行を追加して作成してください。

綾部市公告第 1 0 4 号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公告する。

令和 2 年 9 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 0 5 号

橋りょう長寿命化対策事業、市道武吉中央線（武中橋）橋梁更新工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 2 年 9 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 2 6 3 号 |
| (2) 工 事 名 | 市道武吉中央線（武中橋）橋梁更新工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市武吉町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L = 8 m W = 3. 5 m
旧橋撤去 N = 1 橋
ボックスカルバート L = 4 m |
| (5) 予定工期 | 令和 2 年 1 0 月 2 1 日から
令和 3 年 2 月 2 7 日まで（1 3 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 2 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、令和 2 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 1 年 1 月 1 日から令和元年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年9月23日(水) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は930円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年9月28日(月) 午前9時から午後6時まで

令和2年9月29日(火) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年10月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年10月5日(月) から

令和2年10月6日(火) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年10月8日(木) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにフ

アクセスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和2年10月13日（火）午前9時から午後6時まで
令和2年10月14日（水）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月14日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年10月15日（木）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式-2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所

氏 名

印

電話 番 号

FAX 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

2) 主任技術者

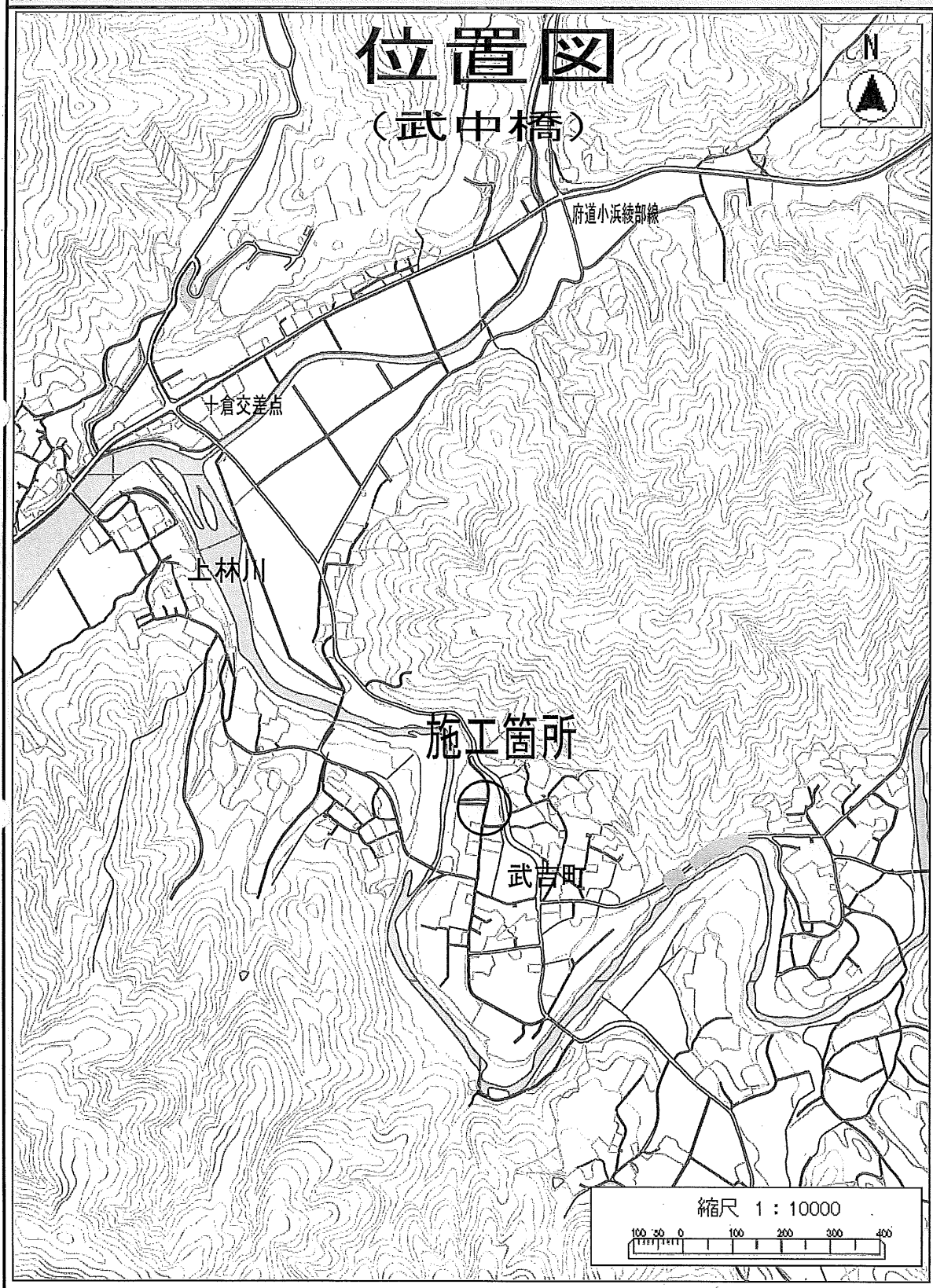
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

A4



綾部市公告第 1 0 6 号

下水道整備事業、マンホールポンプ設置（２－２）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 2 年 9 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 2 6 8 号 |
| (2) 工 事 名 | マンホールポンプ設置（２－２）工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市味方町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | マンホールポンプ 1 箇所 |
| (5) 予定工期 | 令和 2 年 1 0 月 2 1 日から
令和 3 年 3 月 3 1 日まで（1 6 2 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 2 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級で登録されており、令和 2 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 1 年 1 月 1 日から令和元年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式— 1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式— 2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―３）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第７条によること。ただし、紙入札希望業者は（１）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

４ 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（１）設計図書の閲覧

- ①期間 令和２年９月２３日（水）午前９時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）とし、代金は８８０円です。

（２）入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和２年９月２８日（月）午前９時から午後６時まで
令和２年９月２９日（火）午前９時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で９月２８日については午前９時から正午までと午後１時から午後５時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

５ 入札参加資格確認通知について

- （１）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和２年１０月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- （２）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

６ 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和２年１０月５日（月）から
令和２年１０月６日（火）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和２年１０月８日（木）午後５時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後５時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和2年10月13日(火) 午前9時から午後6時まで
令和2年10月14日(水) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出10月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月14日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年10月15日(木) 午前9時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1
綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑩

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・ 兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・ 兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・ 兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・ 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・ 連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・ 兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・ 兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



マンホールポンプ設置(2-2)工事

綾部市公告第 1 0 7 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 2 年 9 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 0 8 号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第 1 3 条第 1 項第 4 号に基づく指定業者を次により公表します。

令和 2 年 9 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 異動により指定内容の一部を変更する業者

事 業 所 名	代 表 者 氏 名	所 在 地	変 更 日
株式会社ライフライン	藤田 智	福知山市土師宮町二丁目 1 8 7 番地	令和 2 年 9 月 1 日

綾部市下水道排水設備指定業者新規指定申請等

異動届の内容

	指定 番号	事 業 所 名	代 表 者 氏 名	所 在 地
変更後	167	株式会社 ライフライン	藤田 智	福知山市土師宮町二丁目 1 8 7 番地
変更前	167	株式会社 ライフライン	藤田 智	福知山市土師宮町二丁目 1 7 番地

綾部市公告第 1 0 9 号

令和 2 年 9 月 2 3 日に綾部市公告第 1 0 6 号で公告を行った下記の工事について、
入札公告を取り下げます。

令和 2 年 9 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 第 5 0 2 6 8 号
- (2) 工 事 名 マンホールポンプ設置 (2 - 2) 工事
- (3) 工事場所 綾部市味方町 (別添位置図参照)
- (4) 工事概要 マンホールポンプ 1 箇所
- (5) 予定工期 令和 2 年 1 0 月 2 1 日から
令和 3 年 3 月 3 1 日まで (1 6 2 日間)

2 理由

閲覧設計図書に不具合が確認されたため、入札公告を取り下げる。

綾部市公告第110号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定に基づきロタウイルス感染症の予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令197号）第4条第1項及び第5条の規定に基づき公告する。

令和2年10月1日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 実施期間 令和2年10月1日～令和3年3月31日
- 2 自己負担 無
- 3 対 象 者 令和2年8月1日以後に生まれた、次に掲げる者とする。
 (1) 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合は、出生6週0日後から24週0日後までの間にある者
 (2) 五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合は、出生6週0日後から32週0日後までの間にある者

4 実施医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	接種医師
綾部市立病院	青野町大塚20-1	43-0123	茂原 慶一、河辺 泰宏 山岡沙矢子、島川 麗
京都協立病院	高津町三反田1	42-0440	玉本 晃 、奥原 賢二、 玉木 千里、門 祐輔
畑内科医院	青野町高田91	43-2334	畑 雅之
由良産婦人科小児科医院	本町1丁目20	42-2528	由良 茂夫

綾部市教育委員会告示第 11 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 14 条の規定により、令和 2 年度第 7 回（9 月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和 2 年 9 月 24 日

綾部市教育委員会

教育長 足 立 雅 和

- 1 日 時 令和 2 年 9 月 25 日（金）午後 1 時 30 分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 報告事項
 - ・綾部市立学校及び幼稚園におけるハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する規程について
- 4 事務連絡

綾部市教育委員会教育長訓令甲第4号

綾部市立学校及び幼稚園におけるハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年9月2日

綾部市教育委員会
教育長 足 立 雅 和

綾部市立学校及び幼稚園におけるハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する規程

綾部市立学校及び幼稚園におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成12年綾部市教育委員会教育長訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「をいう。」を削り、同条第2号から第5号までを次のように改める。

- （2）セクシュアル・ハラスメント 職員が他の職員や児童、生徒等を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員や児童、生徒等を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。
- （3）セクシュアル・ハラスメントに起因する問題 セクシュアル・ハラスメントのため職員や児童、生徒等の勤務・学習環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受け、又は児童、生徒等が心身に被害を被ることをいう。
- （4）妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 次に掲げる言動をいう。
 - ア 職員が妊娠等をしたこと（妊娠したこと、出産したこと又は妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したことをいう。以下同じ。）に関して当該職員の勤務環境を害するような言動
 - イ 職員の制度等の利用（別表第1に掲げる制度又は措置の利用をいう。以下同じ。）に関して当該職員の勤務環境を害するような言動
- （5）パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務や指導上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員や児童、生徒等に対し精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員や児童、生徒等の人格若しくは尊厳を害し、又は職員や児童、生徒等の勤務・学習環境を害することとなるものをいう。

第2条第6号から第8号までを削る。

第3条第1項中「及び排除に努め」を「に関し、必要な措置を講じ」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 校長及び園長は、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該職員及び児童、生徒等が学校

において不利益を受けることがないようにしなければならない。

第3条第3項を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

職員は、ハラスメントをしてはならない。また、次の各号に定めるところに従い、常にハラスメントに対して十分に認識して行動するよう努めなければならない。

第4条第1項第1号中「しないようにするために」を「しないために」に改め、同項第4号中「態様等によっては」を「行為者とされた職員については、公正な調査によりその事実が確認された場合、」に、「に付される」を「を受ける」に改め、同条第2項中「ハラスメントに起因する問題が生じた場合には」を「セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合、妊娠、出産、育児若しくは介護に関するハラスメントが生じた場合又はパワー・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合には、苦情相談に係る問題を解決するため」に改める。

第4条の2中「防止等を図る」を「防止等の」に、「必要な研修等を実施する」を「職員の意識の啓発及び知識の向上を図る」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第4条の3 職員が他の任命権者に属する職員（以下「他任命権者の職員」という。）からハラスメントを受けたとされる場合には、当該他任命権者の職員に係る他任命権者に対し、当該他任命権者の職員に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該他任命権者の職員に対する指導等の対応を行うよう求めることとする。

第5条中「苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）」を「苦情相談」に改める。

第6条第3項中「又は妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針」を「及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針及びパワー・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針」に改める。

別表第1 妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用の項を次のように改める。

妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用	危険有害業務の就業制限 深夜勤務・時間外勤務の制限 妊産婦健康診査休暇 業務軽減 妊婦の休息时间 妊婦の通勤緩和 産前休暇 産後休暇 配偶者の出産休暇 妊娠障害休暇 不妊治療休暇
---------------------	---

別表第1 育児に関する制度又は措置の利用の項中「部分休業」を「部分休業、部分欠勤」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

具 体 的 内 容
1 職員間のハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。児童、生徒等や教育実習生など職員がその職務に従事する際に接することとなる職員以外の者との関係にも十分注意する必要がある。 2 職場におけるハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること（例えば、対職員であれば歓送迎会等の勤務時間外の「懇親の場」や職員寮・通勤中等、対児童、生徒等であれば部活動の対外試合中等、学校以外の場において、職員が他の職員あるいは児童、生徒等に対してハラスメントを行うことは、学校における人間関係を損ない、勤務・学習環境を害するおそれがあることから、場所・時間にかかわらず注意することが必要である。）。 3 セクシュアル・ハラスメントをしないようにするためには、職員が次の各事項について十分認識する必要がある。 （1）意識の重要性 ア お互いの人格を尊重しあうこと。 イ お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと（職員の場合）。 ウ 相手を性的な関心の対象として見る意識をなくすこと。 エ 異性を劣った性として見る意識をなくすこと。 （2）基本的な心構え ア 性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間で差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要であること。 （ア）親しさを表すつもりの言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。 （イ）不快に感じるか否かには個人差があること。 （ウ）この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。 （エ）相手との良好な人間関係ができていると勝手な思いこみをしないこと。 イ 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。 ウ ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと（ハラスメントを受けた者が、職場の人間関係、教師と児童、生徒等との立場の違い等から拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らないことを十分認識する必要がある。）。 4 職員は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを生じさせないために、次の事項について十分認識しなければならない。 （1）基本的な心構え ア 妊娠、出産、育児又は介護に関する否定的な言動（不妊治療に対する否定的な言動を含め、他の職員の妊娠、出産、育児又は介護の否定につながる言動（当

該職員に直接行わない言動も含まれる。)をいい、単なる自らの意思の表明を除く。)は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの原因や背景となることについて、十分認識しなければならない。

イ 仕事と妊娠、出産、育児又は介護とを両立するための制度又は措置があること。

(2) 校長等が認識すべき事項

ア 妊娠した職員がつわりなどの体調不良のため勤務ができないことや能率が低下すること、制度等の利用をした職員が正規の勤務時間の一部を勤務しないこと等により周囲の職員の業務負担が増大することも妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの原因や背景となること。

イ 業務体制の整備など、職場や、妊娠等をし、又は制度等の利用をした職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講ずること。例えば、業務体制の整備については、妊娠等をし、又は制度等の利用をした職員の周囲の職員への業務の偏りを軽減するよう、適切に業務分担の見直しを行うことや、業務の点検を行い、業務の効率化等を行うものとする。

(3) 妊娠等をし、又は制度等の利用をする職員として認識すべき事項

ア 仕事と妊娠、出産、育児又は介護とを両立していくために必要な場合は、妊娠、出産、育児又は介護に関する制度等の利用ができるという知識を持つこと。

イ 周囲と円滑なコミュニケーションを図りながら自身の体調や制度等の利用状況等に応じて適切に業務を遂行していくという意識を持つこと。

5 パワー・ハラスメントをしないためには、職員が次の各事項について十分認識する必要がある(具体的な言動は、別表第6に掲げるような言動が考えられる。)

(1) パワー・ハラスメントは、職員や児童、生徒等に対し精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員や児童、生徒等の人格若しくは尊厳を害し、又は職員や児童、生徒等の勤務・学習環境を害することとなるものであることを理解し、互いの人格を尊重し、パワー・ハラスメントを行ってはならないこと。

(2) 業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な指示、指導、調整等については、パワー・ハラスメントに該当しないこと。一方、業務指示等の内容が適切であっても、その手段や態様等が適切でないものは、パワー・ハラスメントになり得ること。

(3) 部下の指導・育成は、上司の役割であること。また、指導に当たっては、相手の性格や能力を十分見極めた上で行うことが求められるとともに、言動の受け止め方は世代や個人によって異なる可能性があることに留意する必要があること。

(4) 自らの仕事への取組や日頃の振る舞いを顧みながら、他の職員と能動的にコミュニケーションをとることが求められること。

(5) 職員以外の者に対してもパワー・ハラスメントに類する言動を行ってはならないこと。

(6) 児童、生徒等へのパワー・ハラスメントになっていないか、児童、生徒等の人格や尊厳を大切にしたい指導ができているかという観点から、職員が日常的に自己

点検し、改善に取り組む必要があること。

6 部活動の指導者として、体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであるとともに、殴る蹴る等の行為はもちろんのこと、以下のような言動も許されないことを認識すること。

- (1) 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課すこと。
- (2) 脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行うこと。
- (3) セクシュアル・ハラスメントと判断される発言や行為を行うこと（これには該当しなくとも、指導に当たっての身体接触は、社会通念等から見て不必要なものは避け、必要性、適切さに留意することが必要であること。）。
- (4) 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするようなこと。）な発言を行うこと。
- (5) 特定の生徒に対してだけ執拗に指導を集中したり、肉体的、精神的負荷を与えること。

別表第3中「加害者」を「行為者」に、「ハラスメントが見受けられる場合」を「ハラスメントやハラスメントに当たるおそれがある言動が見受けられる場合」に、「ハラスメントがある場合」を「ハラスメントと思われる言動がある場合」に改める。

別表第4に次のように加える。

当事者間の認識の相違を解消するためのコミュニケーション	パワー・ハラスメントは、相手に自覚がないことも多く、よかれと思っての言動であることもある。相手に自分の受け止めを伝えたり、相手の真意を確認したりするなど、話し合い、認識の違いを埋めることで事態の深刻化を防ぎ、解決がもたらされることがあることに留意すべきである。
-----------------------------	--

別表第5中「信頼できる人に相談すること。」を「一人で抱え込まずに、相談窓口や信頼できる人に相談すること。」に、「まず」を「問題を自分一人で抱え込まずに、まず」に、「ハラスメントが発生した日時」を「ハラスメントであると考えられる言動が行われた日時」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第6（別表第2関係）

区 分	具 体 例
暴力・傷害	書類で頭を叩く。 殴ったり、蹴ったりする。 相手に物を投げつける。
暴言・名誉毀損・侮辱	人格を否定するような罵詈雑言を浴びせる。 他の職員の前で無能なやつだと言ったり、土下座をさせたりする。 相手を罵倒・侮辱するような内容の電子メール等を複数の職員宛てに送信する。

執拗な非難	改善点を具体的に指示することなく、何日間にもわたって繰り返し文書の書き直しを命じる。 長時間厳しく叱責し続ける。
威圧的な行為	目の前で、書類を何度も激しく机に叩き付ける。 自分の意に沿った発言をするまで怒鳴り続けたり、自分のミスを有無を言わず相手に責任転嫁したりする。
実現不可能・無駄な業務の強要	これまで分担して行ってきた大量の業務を未経験の職員に全部押しつけ、期限内に全て処理するよう厳命する。 緊急性がないにもかかわらず、毎週のように土曜日や日曜日に出勤することを命じる。 業務とは関係のない私的な雑用の処理を強制的に行わせる。
仕事を与えない・隔離・仲間外し・無視	気に入らない職員に仕事をさせない。 気に入らない職員を無視し、会議にも参加させない。 全員に送付する業務連絡のメールを特定の職員にだけ送付しない。 意に沿わない職員を他の職員から隔離する。
個の侵害	個人に委ねられるべき私生活に関する事柄について、仕事上の不利益を示唆して干渉する。 他人に知られたくない職員本人や家族の個人情報と言ふ。

(注1) 「暴言・名誉毀損・侮辱」の区分において、「性的指向又は性自認に関する偏見に基づく言動」は、セクシュアル・ハラスメントに該当するが、職務に関する優越的な関係を背景として行われるこうした言動は、パワー・ハラスメントにも該当する。

(注2) 上記各区分の言動に該当しなければパワー・ハラスメントとならないという趣旨ではないことに留意すること。

附 則

この訓令は、令和2年9月2日から施行する。